

平成29年 第4回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月6日(水)から21日(木)まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月6日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
7日	木			
8日	金			
9日	土			
10日	日			
11日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
14日	木	本 会 議	13時	議 案 質 疑
15日	金	民生産業委員会	9時	付託事件審査
16日	土			
17日	日			
18日	月			
19日	火	総務文教委員会	9時	付託事件審査
20日	水	決算特別委員会	9時	付託事件審査
21日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成29年鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
平成29年 9月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年 9月6日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年 9月6日 午後1時38分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	4	宇田川 亮	5	竹内利一		

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第41号 鞍手町教育委員会教育長の任命
- 日程第5 議案第42号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第6 議案第43号 鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例
- 日程第7 議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第47号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第55号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第24 議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第25 議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第73工区）
請負契約の締結
- 日程第26 議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第74工区）
請負契約の締結
- 日程第27 議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第75工区）
請負契約の締結

平成29年9月6日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成29年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

行政報告をさせていただきます。

大字新延地内の土地所有権確認等請求事件の終結について。

平成26年 議案第99号で議決をいただき、裁判所に訴えを提起していました大字新延地内の土地所有権確認等請求事件の経過及び結果について行政報告をいたします。

本件は、平成25年12月頃から大字新延地内の町有地5物件を不法に占拠していた相手方に対し、土地所有権の確認及び明渡し、遅延損害金を含む賃料相当額の支払いを求めたものであります。平成27年4月7日に福岡地方裁判所直方支部に訴状を提出し、同年11月19日の一審判決では鞍手町が提起した訴えがすべて認められる内容のものでした。

このため、相手方はこれを不服として直ちに福岡高等裁判所に控訴されましたが、平成28年11月29日の二審の控訴審判決も、一審の判決内容を支持するものであります。相手方はこれも不服としてさらに最高裁判所に上告されましたが、平成29年6月8日付けでこの上告は棄却されましたので、二審の控訴審判決の内容をもって確定することとなりました。これを受けて、直ちに町顧問弁護士より相手方に対し判決内容の履行を求めましたところ、速やかに看板やバリケードなどは撤去され当該土地を明け渡されるとともに、遅延損害金を含む賃料相当額をお支払いいただきましたので、本件はこれをもって終結いたしましたことを報告いたします。

以上、行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

次に、教育長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

行政報告をいたします。

学校給食業務の一部民間委託について。

鞍手町教育委員会は、「鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会」（以下、検討委員会という。）の提言を受け学校給食業務の一部民間委託を決定しましたので報告いたします。

検討委員会は、第6次鞍手町行財政改革に基づき安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供する業務体制を確立するために平成29年5月9日に設置されました。委員構成は、各小中学校PTA会長7名、小中学校校長会代表2名、教頭会1名、学校給食主任者会議代表2名の12名で平成29年7月4日までに4回検討委員会を開催し、現状の課題について

検討を進めました。

学校給食は、子どもたちにとって栄養バランスの取れた食事や食についての衛生管理の体験、また、食に関する指導の「生きた教材」としての活用や、望ましい食生活の形成を図る役割、さらに家庭では不足しがちなビタミン、カルシウムや食物繊維などの栄養摂取の確保等の機能を果たしています。鞍手町学校給食共同調理場でも、この目的を達成するために努力していますが、調理員・運転手の確保が難しい現状があり、将来にわたって学校給食を安定して提供することは、非常に困難であると考えています。また、国の行財政改革の流れの中で学校給食においても、文部科学省から「一定の条件のもと地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう」方針が示されており、近年、全国の自治体で調理業務の民間委託が増加する傾向にあり、民間の学校給食を提供する能力や競争力を活用して、より少ない経費で学校教育の意義に即した給食を提供している自治体も増えています。

検討委員会では、安全で安心な学校給食を将来にわたって安定して提供するためには、献立表作成や食材の購入は現状通りとして学校給食業務のうち「調理業務と配送業務等」を平成30年度から民間委託を導入することが望ましいという結論に至りました。民間委託の実施にあたっては、「鞍手町学校給食業務の一部民間委託に関する実施方針」に沿ってプロポーザル方式により業者選定を実施します。今後とも効率的・効果的な運営を行い、子どもたちにとって安全・安心でおいしい給食を提供し、保護者からも信頼される学校給食運営に努めてまいります。

以上で行政報告を終わります。

次に、新延小学校いじめ訴訟裁判について。

新延小学校いじめ訴訟裁判について審理が終了し、平成29年8月24日に判決が出ましたので報告いたします。

本件は平成28年4月27日、原告（新延小学校児童保護者）より鞍手町及び原告児童の同級生の保護者2名が損害賠償請求を提訴されたものであります。

原告保護者は「被告の子（原告の同級生）から数回に渡り、いじめを受けたため不安障害を発症し不登校になり、学校を転校しないといけないようになってしまった。」また、「いじめに対しての訴えを学校や担任は放置し、真摯に取り組まなかった。」と主張、このことから安全配慮義務違反として鞍手町と被告の保護者に220万円の支払いを請求されたものであります。しかし、学校や担任はその都度、誠実に対応しておりお互いの主張が違うため裁判で争うことになり答弁書により認否の確認を数回に渡り繰り返しました。

平成29年8月24日に、「小学校の教諭らは、主体的、継続的に必要かつ相当の措置を講じた」として 1. 原告の請求をいずれも棄却する。2. 訴訟費用は原告の負担とする。との判決がくだり結審いたしました。

今後とも児童・生徒及び保護者から信頼される学校運営に努めてまいります。

以上、行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で、行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております地方独立行政法人くらて病院の平成28事業年度に関わる業務実績に関する評価結果の報告書及び平成28年度決算に関わる財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率報告書。教育委員長より提出されております、平成28年度教育委員会点検評価の報告書及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件はお手元に配布しています。陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、4番議員 宇田川亮君及び5番議員 竹内利一君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月21日までの16日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について原案を適当と認め、原案のとおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第41号及び日程第5 議案第42号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第41号及び日程第5 議案第42号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第41号は、鞍手町教育委員会委員長の任命であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、改正前は教育委員会の委員の任命に対し同意を得ておりましたが、改正後は委員の任命に加え、教育長の任命に対し、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになりました。

現鞍手町教育委員会教育長であります水摩幸隆氏の任期が、本年10月3日をもって満了することから、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、教育長の任期は3年であり、別紙で任命理由及び略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、日程第5 議案第42号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

委員につきましては、改正前より地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。

現鞍手町教育委員会委員であります木月芙美代氏の任期が、本年10月6日をもって満了することから、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は4年であり、別紙で同氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますのでご参照下さい。

以上が、日程第4 議案第41号及び日程第5 議案第42号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第41号及び議案第42号の2件については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号及び議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第41号 鞍手町教育委員会教育長の任命を採決します。

教育委員会教育長に水摩幸隆氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第41号は同意することに決定しました。

次に、議案第42号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に木月英美代氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第42号は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 13時17分

再開 13時20分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第6 議案第43号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第6 議案第43号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第43号は、鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例であります。鞍手町「こどもの能力向上プロジェクト」制度設計支援業務委託による制度設計が、平成29年7月31日に完成したことに伴い、平成30年4月より古月保育所敷地内において「鞍手町こども塾」として、こどもの能力向上推進事業を開始するにあたり、その設置及び管理運営に関する事項について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定するものであります。

以上が、日程第6 議案第43号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第44号から日程第9 議案第46号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第44号から日程第9 議案第46号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第44号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、定住促進による人口の増加と地域の活性化を図るため空家の利活用について、相談体制や流通促進等の手法を整備することを目的とし、附属機関に「鞍手町空家対策流通促進協議会」を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第8 議案第45号は、鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例であります。本条例改正は、指定ごみ袋手数料の改定をすることとしたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第9 議案第46号は、鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。本条例改正は、鞍手町水道水質改善検討委員会の答申に基づき、水道料金の改定をすることとしたため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第7 議案第44号から日程第9 議案第46号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第47号から日程第15 議案第52号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第10 議案第47号から日程第15 議案第52号までの6件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第47号は、平成29年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。本補正予算の主なものは、歳出では2款 総務費において庁舎等建替えの移転候補地となる中央公民館周辺の測量業務委託料及び移転候補地内にある小牧墓所の改葬のための業務委託料を追加するほか、国土交通省の補助事業の先駆的空き家対策モデル事業の関係事業費などを追加しております。

3款 民生費においては、平成28年度分の簡素な給付措置・年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費に係る国庫支出金の余剰分の返還金を計上したほか、こども塾の平成30年度開設に向けた関連予算などを追加しております。

8款 土木費においては、橋梁維持管理事業の工事請負費において当初予算時の積算誤りが判明したことから、再見積りに伴う追加補正などを行っております。

10款 教育費では、剣南小学校及び剣北小学校の屋上防水工事で工法の変更に伴う予算の追加などを行っております。

一方、歳入では10款 地方交付税のうち普通交付税の決定により追加補正するほか、事業費予算の増減に伴う14款 国庫支出金及び15款 県支出金の増減補正を、さらに19款 繰越金については、平成28年度決算に伴う本年度への繰越金の確定により追加補正しております。これらの要因により、歳入歳出それぞれ1億1,544万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ73億6,320万7千円としております。

次に、日程第11 議案第48号は、平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は、国民健康保険税の本算定に伴う保険税、保険基盤安定負担金繰入金を減額し、繰入金、諸支出金を追加するもので、これらの増減に伴い国庫支出金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ6,771万6千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ26億3,584万4千円としております。

次に、日程第12 議案第49号は、平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、平成28年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び平成29年度後期高齢者保険料の本算定に伴う現年度保険料並びに前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ406万1千円を減額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億5,296万円としております。

次に、日程第13 議案第50号は、平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、人件費、前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ12万8千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億7,001万7千円としております。

次に、日程第14 議案第51号は、平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、1款 貸付金及び3款 負担金の内、くらて病院建設事業に伴う実施設計に要する予算については、本年度内に支出が終わらない

見込みがあることから、新たに第1表として繰越明許費を設定するものであります。

次に、日程第15 議案第52号は、平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号であります。本補正予算は、人件費などの補正要因を調整し、予算第3条収益的支出では支出予算159万円を追加し、支出予算総額を3億4,243万3千円としております。

以上が、日程第10 議案第47号から日程第15 議案第52号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第53号から日程第24 議案第61号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第16 議案第53号から日程第24 議案第61号までの9件につきましては、平成28年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算認定及び公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第53号は、平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額70億4,086万7,426円。

歳出総額69億4,665万5,536円。

差引額9,421万1,890円となっており、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源6万円を差し引いた実質収支額は9,415万1,890円となっております。

次に、日程第17 議案第54号は、平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額23億789万2,164円。

歳出総額24億2,029万163円。差引額と実質収支額は、マイナス1億1,239万7,999円となっております。

次に、日程第18 議案第55号は、平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2,210万6,726円。

歳出総額2,210万1,388円、差引額と実質収支額は5,338円となっております。

次に、日程第19 議案第56号は、平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億3,969万5,661円。

歳出総額2億3,826万8,048円、差引額と実質収支額は142万7,613円となっ

ております。

次に、日程第20 議案第57号は、平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額55万212円。

歳出総額55万212円、差引額と実質収支額は0円となっております。

次に、日程第21 議案第58号は、平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額8億4,310万5,032円。

歳出総額8億4,300万8,495円、差引額と実質収支額は9万6,537円となっております。

次に、日程第22 議案第59号は、平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額406万7,526円。

歳出総額406万3,816円、差引額と実質収支額は、3,710円となっております。

次に、日程第23 議案第60号は、平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億4,819万9,018円、歳出総額2億4,819万9,018円、差引額と実質収支額は0円となっております。

次に、日程第24 議案第61号は、平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では778万83円の黒字決算となっております。予算第4条に定めた 資本的収入及び支出では9,488万303円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金より補填しております。

また、損益計算におきましては、当年度純利益は256万6,585円となります。

以上が、日程第16 議案第53号から日程第24 議案第61号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第25 議案第62号から日程第27 議案第64号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第25 議案第62号から日程第27 議案第64号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第25 議案第62号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第73工区請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事第73工区は、8月10日に7共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額8,827万9,200円、工期 平成29年9月26日から平成30年2月28日までの156日間として、三新・有泉共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第26 議案第63号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第74工区請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事第74工区につきましても、8月10日に6共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額8,588万1,600円、工期 平成29年9月26日から平成30年2月28日までの156日間として東揚・白石道路施設共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第27 議案第64号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第75工区請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事第75工区につきましても、8月10日に5共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額9,239万4,000円、工期平成29年9月26日から平成30年2月28日までの156日間として、水摩・大山共同企業体と契約を締結するものであります。

以上が、日程第25 議案第62号から日程第27 議案第64号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれを持って散会します。

散会 13時38分

平成29年鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号）						
平成29年 9月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 9月11日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 9月11日 午後3時58分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	4	宇田川 亮	5	竹内利一		

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

平成29年9月11日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして質問をいたします。

今回は2点について質問をさせていただきます。

まず1点は、役場庁舎建替えに伴う総合福祉センター廃止についてお尋ねをします。

今月の9月に町の広報紙が配られました。この中で庁舎等建設検討委員会進行中という記事が載っていますが、この中に総合福祉センターを廃止とカッコ付けでついています。これを見た町民の方は非常に驚かれた方も多かったわけですが、まず廃止についてお尋ねをする前に総合福祉センターの現状についてお尋ねしたいと思います。

総合福祉センターは平成12年3月に完成しましたが、その際の建設費総額と財源の内訳、償還状況についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずはデータ的なものでありますので政策推進課長に答弁させます。

以上でございます。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えします。

総合福祉センターの整備事業は、保健センター整備事業、福祉センター整備事業、勤労者ふれあいセンター整備事業、ふれあい公園整備事業及び関連工事等で構成されており、その総事業費は約21億3,220万円でした。

そしてその事業費の財源の内訳は、国庫補助金が2億2,090万円、県補助金が3,790万円、地方債が16億8,570万円で、その内訳は過疎債が6億9,660万円、地域総合整備事業債が7億840万円、補正予算債が1億1,410万円、臨時経済対策事業債が3,510万円、そして一般単独事業債が1億3,150万円、そして一般財源の持ち出しが1億8,770万円となっています。

また、償還状況につきましては、平成30年度にすべて償還し、総合福祉センター整備事

業で起こした地方債の償還は完了します。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に、ここ数年の利用状況についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

総合福祉センターのここ数年の利用状況はというお尋ねですので、平成24年度から28年度までの全体の利用者数につきましてお答えいたします。

平成24年度の利用者数は9万56人、平成25年度の利用者数は8万449人、平成26年度の利用者数は8万9,305人、平成27年度の利用者数は8万6,419人、平成28年度の利用者数は9万4,243人です。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町長はこれだけ多くの利用者があるということを承知の上で福祉センターの廃止についてお考えになられたのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今の段階では、庁舎等の建設委員会の方に図っておりますので、私が今どうのこうのという状況ではございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

福祉センター全体で年間約9万人、保健棟だけでも年間約3万人の方が利用されています。これだけ多くの方達が利用されていて、検討委員会の中で廃止を含むということになっていますし、資料の中では32年度まで新庁舎ができて、32年度末までに売却先を検討すると言って早急に売却を検討するということまで踏み込んで、資料の中にはあります。これは庁舎の中に検討の本部があると思うのですが、その本部の中でこういったことまで踏み込んで検討をされているのか、町長の指示でそこまで検討されているのか、そのところをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今の段階では、まずお答えしたいのは、私がどうのこうのと言ったところは1回もございません。今、議員が言われましたが、保健センター機能と福祉センター機能については、鞍手町の身の丈にあった形で最低限必要と思われるものは新庁舎の複合施設として集約化をしていきたいとそのように私も考えています。総合福祉センターの廃止に伴いというか、まだ結果は出ていないのですが、そのような機能が決して失われるものではないと、そのように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは、この資料の中に先程言いましたように、売却を含めた処分に係る検討に早急に着手することとしますということで資料の中には書かれていますが、これは町長を除いた役場の職員で検討し、この資料を作って提出したということですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、一応本部会議の中ではそうした方が良かろうということで、また議員のあとのセンターを廃止する理由ですか、そこでまたお答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

現在、総合福祉センターは保健棟だけでも1, 200㎡あります。保健センターとして作ろうとしているのが1, 000㎡です。いま、保健センターと中央公民館とに福祉センターの機能を集約するとありますが、保健棟ある機能訓練室や栄養指導室、健康増進室、管理等の相談室A、B、ボラレンルーム、障害者・高齢者支援室は中央公民館で代用するとありますが、中央公民館にこれだけのスペースがあるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。中央公民館の利用状況と、福祉センターの利用状況はこちらの方で調べさせていただきました。その中で保健センターの機能を中央公民館と、新たに庁舎の横に複合施設として作ります福祉センター機能、保健センター機能を持って来たときに、それで賄えるということで今のところ検討しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町長は総合福祉センターの栄養室と中央公民館の調理室、両方とも行ったことがありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

あります。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

総合福祉センターの栄養指導室の調理台は上下するようになっていきますし、中央公民館の調理室の調理場とは全く機能が違います。公共施設の中で総合福祉センターは鞍手町の中で一番新しい施設なんです。そういったものを一番に廃止するということが私としては納得がいかないところです。

これは後ほど質問するとして、時間がありますので次に進みます。

総合福祉センター建設当初の設置目的はなんですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

建設当初の設置目的につきましては、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例により、「町民全てが生き生きと生活できる環境づくりを目指し、かつ、総合的な保健福祉の効率的なサービスを提供することを目的として、本町に鞍手町総合福祉センターを設置する。」と規定されています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今、読まれたのが総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の第2条の設置のところの目的になっています。今、言われたように、この設置された目的が鞍手町で達成したということではなくて、今後益々こういった町民が生き生きと生活できる環境づくりのために必要な施設ではないですか。同時に、町内でこれは唯一の福祉避難所になっています。福祉避難所に指定されているのですが、その避難所としての代替施設としては鞍手南中学校を検討しているということになってはいますが、鞍手南中学校は福祉避難所として機能するのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいますように、総合福祉センターは福祉避難所となっています。もし総合福祉センターを廃止、今は案ですが、そういうふうになりましたときには庁舎を新しく建てる場所の複合施設に総合福祉センターの機能を持って来ますので、そこが福祉避難所になるかと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ということは、新しく作る保健センターと中央公民館、新庁舎ということになりますが、どう考えてもそれぞれ棟としてはバラバラになるわけですね。ですから非常に機能として、今の総合福祉センターよりも使いづらいものになるのではないかなという気がします。これもまた別の機会に質問させていただきます。

次に、総合福祉センターを廃止にする理由ですが、新庁舎新工事の32年度をめどに総合福祉センター全施設を閉鎖し、32年度末までに売却を含めた処分の検討に早急に着手するという先程も言いましたが、もう一度町長にそのことについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

廃止の理由といたしましては、3つを掲げさせていただいております。

1つ目は利便性の向上であります。現状の行政機能は、役場庁舎、教育課のある中央公民館及び保健棟のある総合福祉センターに分散しております。

都市計画マスタープラン見直しの際や、新庁舎建設にあたり実施したアンケート調査の結果でも、公共施設の集約といった意見が多く出されており、利便性の向上の観点から、新庁舎等建設の規模機能の検討にあたり、「総合福祉センターの最低限必要な機能を新庁舎及び中央公民館に集約し、総合福祉センターは廃止すること」について庁舎等建設検討委員会に提案をしているところであります。

2つ目は、財政面についてであります。

総合福祉センターは、今後、大規模な改修費が見込まれ、また、毎年の一般財源負担は近年5,000万円以上を要しており、将来の人口減少等の要因を踏まえると、現状の負担を維持し続けることは財政上の懸念が考えられるということでもあります。

3つ目は、施設保有面積の抑制であります。

本年3月に策定しました「鞍手町公共施設等総合管理計画」の基本方針では、町民1人当りの延床面積を全国平均に近づけるように施設の複合化・集約化及び廃止・撤去を検討することを目標に掲げており、今回の新庁舎建設といったような機会を捉えてスクラップ&ビルドを実行していく必要があると考えております。以上が今、考えているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の3つそれぞれも数字のからくりであったり、言葉としてはあるけれども中を分析して見ると、なかなかそぐわないところがあるのです。アンケートについてもそうです。役場にしても、役場に行くのが0回という人が4分の1おります。それを集約することが本当に必要なかどうかとか、または今、検討されている候補地が鞍手インターから北九鞍手夢大橋までの道路整備が進みアクセスが向上したというようなことが総合計画の中にあります。それに基づいて集約するというのですが、これは主語がなくて、交通アクセスが向上したことというのは、誰にとって利便性が向上したのか、ここがないのです。町外の人にとってはいいかも知れません。また鞍手町の人には町から外に出る分についての利便性は向上したでしょう。しかし町内を移動する時にはむしろ交通渋滞になったり、他町、他市からの車の流入が多くなって、むしろ交通アクセスは以前よりも悪くなっているのではないかなというふうに思います。言葉としてはこういう言葉はあっても、実は中身が違うのではないかなというのが私の考えです。

あと、次の質問が残っていますので、今回総合福祉センターの廃止という問題を通して、現在議論されている新庁舎建設に係る考え方や、移転候補地とされているところが町民や職員にとって本当に利便性が高く使いやすいのか、さらには町の財政事情にも合致し、合理性があるかを改めてもう一度検討することを促すために質問をいたしました。

次に進みます。

くらて病院移転の進捗状況についてです。

この9月議会に議案第51号として、くらて病院建設事業に伴う実施設計に要する予算が、本年度内に支出が終わらない見込みであるとの理由から1億5,300万円を繰越明許にする議案が提出されています。そこで進捗状況はどうなっているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず政策推進課長に進捗状況を答弁させます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

本年2月に策定しました、くらて病院整備基本構想では、本年度の4月から基本設計及び実施設計の策定作業に入ることとなっておりますが4月の時点では、実施設計の着手について総務省の了承が得られておらず、最終的に実施設計の着手について総務省の了承を得たのは、県が総務省のヒアリングに行った5月24日の時点でした。またそれに加え、5月31日に役場庁舎等の建替えに伴う庁舎等建設検討委員会が設置され、庁舎等の建替えについて本格的な検討が始まりましたが、庁舎等の建替え候補地については、くらて病院の移転候

補地である町立野球場内に隣接して建てる案があったことから、同じ敷地内であれば交通の利便性や利用者の効率性を考慮した場合、病院のゾーニング等に制約を受けることも考えられたことから、庁舎等の建替え候補地の検討結果を待ったという状況などがあります。そういう理由で全体的に作業が遅れております。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

このくらで病院の新築移転に中心的な役割を果たしていた方はどなたですか。またその方は現在も関わっているのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ちょっと質問の意味がよく理解できないのですが、もう一度具体的に言っていただいた方がいいかと思います。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

新築移転に一番携わっている方、具体的に移転をどうするか、要するに設計する際の中心に関わっている方がいるはずですが、それが役場の職員なのか、くらで病院の中にいらっしゃるのか、基本設計、実施設計についてはくらで病院が行うということで予算も付けていたわけですが、今度繰越明許になりますが、その中心的な役割を果たしていた方はどなたですか。現在もその方は携わっているのかどうかをお尋ねしています。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

事務局的な役割というのは役場が行っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先日の8月30日付けで議長宛てに、くらで病院職員一同様から病院運営に関する嘆願書が提出されています。私自身、衝撃的な中身で愕然としました。議会としても議長、副議長、常任委員長、議運委員長でこの嘆願書について病院側に事情を聞きに行っていますが、その嘆願書に病院採用の事務統括新病院建設特任の副理事長を退職に追い込んだという記述がありました。病院側に事情を聞いてみますと、八代理事長が昨年4月に産業医科大事務部OBで北九州病院局八幡市立病院の新病院建設準備室に在籍をされていた方を、副理事長新病

院建設特任事務統括として招聘し準備を進めていたが、今年の4月下旬に町長、副町長、役場の課長数名、県の関係者、大学教授と病院側から先程言いました新病院建設特任の副理事長、事務局長が参加をして新病院予定地の現地視察を行った際に、その大勢の関係者がいる前で、町長がその副理事長に対して、「お前は誰か、事務局長がいるからお前はここにいないでいい、病院に帰れ、帰って事務でもしている」という暴言を吐いたと聞いています。これは、おそらく役場の副町長以下課長も数名いたということですから、そのことについては承知をしていると思います。その後、新病院建設特任の副理事長は八代理事長の慰留にも応じず5月19日付けで退職されたと聞いています。町長の暴言によって新病院建設の中心的役割を担っていた方が退職したために病院の新築移転の準備が滞っているのではないですか。そこは、町長はどう考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の質問通告事項からちょっと逸脱しておりますが、ただ今言われた内容においては、そういった私が上から目線で物を言ったということは記憶にございません。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

記憶にないということですが、副町長や課長が数名いたということですが、誰もその辺は聞いていないということなののでしょうか。今日はこの場にいませんが、事務局長もいたということですが。大勢の方がいた中での発言ということですがいかがですか。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

お答えいたします。

私もその場にはいました。ただ場所的に離れていたということで、私は町長がそういった発言をされたということは耳にはしておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

他にどなたか聞いていたか、聞いてもまたなかなか答えも出ないでしょうが、これが要するに、一つの新病院建設の滞っている理由だろうというふうに思います。更には、その嘆願書によれば、年度末の理事長更新時期に新体制の名の元に、町長が指定した外部の人物3名を理事にしないと八代理事長を再任しないと迫り、八代理事長が理事3名の交代を拒否すると、一度は八代理事長を解任をして、その後、仲介された方の慰留によって1年だけは病院

長、理事長は付かないが病院長だけはしようとして、今現在に至っているということです。

また、現事務局長を新理事長就任と引き替えに退職させようとした。また新病院建設に関して病院運営審議会の決定しているメンバーを、全く違うメンバーに変えるよう指示したり、次期事務局長の採用に関して、町長が人物や時期について指示したり、町長推薦の経営コンサルタント会社と契約を結ぶよう指示したなど、このように町長の度重なる逸脱した権限の行使によって町への不信感が募り、委員長を含め内科常勤医師6名が診療継続を困難とし退職を表明しています。

また、内科医師の退職に伴い、産業医科大学病院に内科からの医師派遣、現在9名も困難だとされています。このように、病院人事に関して町長の不当な介入により、くられて病院は今非常に混乱しています。存続の危機にもあるのではないかなと思います。こういった状況から、病院の建替え、又は新築移転というような状況にない。こういう状況について町長は今この現実をどう受け止めているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、議員が言われた内容というのが私はよく理解できないのですが、病院が今ゴタゴタしているというのは、私はそういうふうには全然思っていないし、何をもってそういうふうなことを言われているのかさっぱり分かりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議会に出された嘆願書と同じ内容は、町長にも要求書という形で来ているはずですが。その要求書を町長は目を通されていないのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

要求書はいただきました。ただ私がここで、これに全部答えなさいと言ったら全て答えられます。ただ、私は岡崎議員の通告は、この厳正なる議会の中で進捗状況はと載っております。ですから今日はこの辺のところは差し控えたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

こういった状況が、もう建替えをするような状況にない、進捗状況というか病院の建替えに一番影響を及ぼしているのです。だからまさしく進捗状況に関わっていることではないですか。その答弁を避けるということは何か町長が答弁しにくい状況があるのではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

一切ございません。ただ今日は、ここで通告は進捗状況になっていますので、あまり私がかこれに対して今日は答えるべきではないとそのように思っておりますし、また病院の中でゴタゴタしているとおっしゃっていますが、何をもってゴタゴタされているのかという意味合いが私には分かりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長に申し上げます。

反問権は、鞍手町の議会規則の中では認められておりませんので、質問者の答弁については正確に答えていただきたいというふうに思います。

町長。

○町長 徳島 眞次君

ですから、今、申しましたように答える必要はないと思います。通告にありませんので。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

病院の進捗状況ですよ。要するに、くらて病院新築移転に対する進捗状況ですよ。進捗状況が滞っているのなら、どうしてその滞っているのか理由を聞くのは当たり前ではないですか。その滞っている理由を尋ねているわけで、その滞っている理由がどうも、今そういう病院を新築移転しようというような状況がないくらい病院が混乱しているのではないかということを探しているわけです。その原因は町長にあるのではないかということです。だから私はお尋ねをしているわけですよ。その尋ねたことに対して町長は答えていただければいいだけで。答弁する必要はないとかということですが、答弁をしないと分からないではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程、政策推進課長が答弁したことが進捗状況になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程の政策推進課長が言ったことは、それはそれとしてあるでしょう。それと同時に中心的な役割を果たしていた方を町長の暴言によって辞職に追い込んでいるわけです。と同時に

今述べたことが病院の中で、町に対する不信感が募って、せっかく新しい病院で鞍手町の町民の方達やその周辺の方達の健康や命を守ってほしいと、夢を持っていた先生達が、町長の暴言に端を発して、こういった町のトップ、また町行政の鞍手町に対する愛着もなくなって、内科常任医師が6名辞めようというぐらいまで追い込まれているわけです。これは1にも、2にも新築移転というような問題にかかわらず、町民の健康や命が直接関わってくるわけです。特に透析の患者さんは、大体1日おきぐらいに透析をしています。それが3日、4日滞るだけで生命の危険にさらされるわけです。まず、町長として、行政のトップとして、まず一番にしなければいけないこと、守らないといけないことは何ですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町民の生命と財産だと心得ております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それが脅かされているわけです。そういった状況に今あるわけです。全く今の状況が町長の中では認識されていない。町民の人達がどれぐらい不安に思っているのか、今の町長の答弁を聞けば、残念ながら、くらで病院の先生方はお辞めになるでしょう。3月末をもって退職するというふうに表明をされています。6名に留まらず、他に3名の方とか、又は整形外科の先生とかも辞めようかというような話しも患者さんにされています。そういう状況です。

3月を向かえて本当に町民の生命を守れるのか、健康を守れるのか、町長はもう少し謙虚に、また真剣に考えるべきではないですか。もちろん今回の通告については、くらで病院の新築移転の進捗状況ですよ。しかしそういった進捗状況を聞く以上に、いま鞍手町自体、住民自体が不安に思っているわけですよ。そういったことは町長の理不尽な言動から起こっていることです。そここのところをもう一度認識して、町長として鞍手町のトップはどうあるべきかというのをもう一度考えていただきたいが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私のところにも要求書が参っております。1つ目が、病院採用の事務統括、新病院建設担当の副理事長を退職に追い込んだ件と書いてあります。

私は追い込んだなんていうのは全くそういうものもないし、おかしい文章です。この文章について、私病院の方にお尋ねに行こうと思って使いの者をやりました。そうしましたら、結局はこの文章は誰が作ったのかというのが見当たらなかったということでありましたので、ただ、岡崎議員が先程1番からから6番目まで言われましたが、これについて答えろという

のであれば答えていいのですかね。

これは八代理事長さんが私のところに副理事長を決めましたということで、今川氏という方だったみたいです。その方を任命したということを事後報告で伺いました。それと今年の2月10日だったか、今日まさかこんな質問があると思っていなかったものですからちょっと待って下さい。

実は2月13日の15時50分、柴田事務局から電話をいただきまして八代理事長からいじめを受けていると。そういえば副理事長の今川さんという方が入っているのですねということをお尋ねしたら、そうだと柴田君が申しまして。去年の4月から八代理事長の任命で副理事長、事務局統括、新病院建設準備特任と名刺に書いていますと柴田君が申しました。

柴田君が事務局長だが、事務統括と言ったらどちらが上なのと私が尋ねましたら、柴田君が事務統括が上だということを言いましたので、私はそれはちょっと組織上ちょっとおかしくなるねということはお申しました。それから更に電話で話したのですが、今川氏のそこに履歴書があるのでしたらちょっと読んでくれるかと私が言いましたら、産業医大で事務を取られていて、そして定年して産業医大関係の下請けか何かの会社で働かれて、次は八幡病院だったかどこかで事務をされて、そしてくらで病院に来られたという履歴内容もお伺いいたしました。通常であれば、役場であれば、定年をされた再任用的な事務職といったら大体給料が2～300万なのですが、報酬はいくらなんだと聞きましたら800万円近くあると。私はそこでびっくりしまして病院はいったいどういう経営をやっているのだということをお述べました。通常考えられる常識からすると、先程言いましたように再任用だったら2～300万が800万、これがお医者さんだったら分かるのですが、当然患者さんを診て、そこで収益を上げることができますから。ですから私はそれはちょっとおかしいよね、病院はただでさえ利益もなかなか厳しい状況下で、そして24時間看護師の皆さん、そして色々な検査技師、色々な先生も含めて現場で働かれている皆さん方がこういうことを知ったら組織としておかしくなるよと。私はできれば病院の内部で働かれている看護師の皆さん方、色々な方々に、スタッフの皆さん方に1,000円でも、5,000円でも、1万円でもあげるべきだろうという話をいたしました。だから、この件については、私が今川氏に対して辞めろとは一言も言ったこともないし、ただ柴田君とこういうふうな話をして、ただ八代先生からいじめられているということをお聞いたものですから、それが私が病院に関して関わった最初の、今年の2月13日ですか、これが最初のとっかかりでございます。

そして2番目が、年度末の理事長更新時に新体制の名の元に、町長主導による外部理事3名を含む役員構成を指示した件と。

これは、私は八代理事長が3月21日の日に来られて、ちょうど八代さんが3月末で理事長としての任期満了だったから、その件で来られたのだと思いますが、その中において先程の今川氏の事務特任、それと新病院建設準備特任ということが書いてありましたので、まあ事務統括ですね。事務統括と新病院建設準備特任と名刺に書いてある、この肩書きだけでも外してもらえませんか、そうしないと組織上柴田君が事務局長でおるのに、部下はどっち

が上なのだろうとややこしくなるでしょうと、だから事務特任という肩書きと新病院建設準備特任も外して下さいよと、なぜならばまだ病院がどこに建つか分からない、まだ役場の中でも検討委員会が今からできようかという時だったと思いますが、そういう時期において、病院が先走りするというのは検討委員会の皆さん方に対して申し訳ないではないかという説明をいたしました。ですから、その部分だけ消して下さいと、報酬に至っては雇われているのですからそのままいいのではないですかということも申しました。それでも八代先生はガンとして駄目だと、それも消さないということをおっしゃって、そこで物別れになったわけであります。ですから、私が今川氏に対して退職に追い込んだなんていうのは誰が言ったのか分かりませんが、全く心当たりはございません。

それから2番目の外部理事3名を含む役員構成を指示した件。私は、指示したのではありません。事務職の中で色々なことがあっているということ伺いましたので、内部を浄化するには外部から入れるべきだという思いで入れたのです。

3番目に、現事務局長を新理事長就任と引替えに退職させるよう指示した件。これは指示等は全くしておりません。これは理事長に権限がございますので。

それから新病院建設に関して病院運営審議会で決定メンバーを全く違うメンバーにするよう指示。これも私は指示した覚えはありません。これは花房事務局員と理事長とが私のところに来まして、病院の運営審議会のメンバーが決まりましたということを持って来たものですから、これはどのようにして決まったのと聞いたら、本人は一時黙っておりました。誰が決めたのともう一度聞いたら、事務局長が決めたのと。

当時、私は事務局長は降格になっていないはずだがと、事務局長代理ならいると思うがと言ったら、誰がしたのと言ったら、今いる事務局長がしましたと言うものですから、私はああそうなのと、それはちょっとおかしいよねということで削除させていただきました。

5番目の次期事務局長の採用に関して、人物及び時期について指示した件、これは新理事長が決めることですから私の関知するところではございません。

それから、町長推薦の経営コンサルタント会社と契約する。これは違いますよ、まずは先程言いましたように経理的なもので先程言いましたようなことがあったらいけないということで、まず調べないといけないだろうということで、外部監査を入れようということは、それは言いました。当然のことながら。これは地方独立行政法人法の121条の適用によって、私の判断でやろうということで考えました。それといまの121条に鑑みまして、今の病院の状況からすると、一つは私、色々勉強しまして、田川の私立病院の経営トップというのですか、あそこにお医者さんであり経営学を勉強した先生、齋藤先生がおられまして、その先生のところに九大の教授が勉強に行きなさいということで指示を受けまして、電話を入れていただきましてそこに行きました。そこで齋藤教授と話をさせてもらったら、町長、病院はドクターは患者さんを診るのが本業だと。だけど病院は、経営というのはなかなか疎いものだと、だからコンサル等を入れたらどうですかというアドバイスも受けました。ですから、コンサルというのは二の次なのですが、取りあえずは、まずは監査を入れて何もいないかとい

うことをまず調べて、そしてその後に考えようとそのように考えておりました。

1番目から6番目については、以上が私の言ったとおりでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今、縷々町長から答弁をいただきましたが、今言っていることの大部分が地方独立行政法人法の中では逸脱した行為になるのです。町長は理事長と監事を任命する権限はあります、と同時に中期目標を指示することもできます。しかし副理事長以下理事の選任、又は事務局以下職員の採用については、町長には何も権限はありません。まして、コンサルタントを入れたらどうかとか、そういうような指示も町長にはないというふうに私は思っております。同時に、外部監査の話も出ましたが、くらで病院に外部監査が入っているかどうか町長はご存じですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

トーマツが入っていると聞いております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

外部監査が入っているのであれば、何か不正の話をちょっとしていましたが、そういったことがあるか、ないかは別の外部監査を入れるというのは、トーマツ自体を信用していないということと同じになります。町長はご存じのように日本で最大の監査法人ですよ。それを信用できなければ、後はどこを入れても一緒ということにもなりますよね。そういうような答弁をいただきましたが、病院側と食い違うことも多いですし、また町長が答弁したようなことが、先程言いましたように独立行政法人法に反して逸脱した行為ということで病院の先生方は、患者さんのことは非常に大切に思っているが、腹に据えかねて、このくらで病院では診療の継続はできないというふうなことを表明されています。今の町長の答弁からしますと、どうも、なかなか折り合いのつく見通しも私としては立たないように思います。最終的には3月末を持って先生方が退職されるのであれば、本当に一番困るのは患者さんであり、鞍手町民また周辺の住民の方達です。同時に今回の質問になりますが、このくらで病院の基本構想そのものが無意味になります。進捗状況云々でなくて、これ事態が無意味になるのです。そういうような状況に追い込まれようとしています。そのことについて町長はどうお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

全くそういうことはないかと思っております。

岡崎議員の話では、八代先生がお医者さんを引き連れて、お医者さんがいなくなるというようなことをおっしゃっていますが、それは町長のせいだと言わんばかりに私は聞こえるのですが、その辺のところは正直言いまして、私はさっぱり皆目分からないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

言葉に注意をしてほしいのですが、八代先生が他の先生方を引き連れて辞めるということではないでしょう。先生方それぞれが鞍手町に対して失望しているわけです。そしてそれぞれがここにいられないと、診療の継続はできないというふうに思って意志を固めているわけです。そういったものが今も残念ながら徳島町長には理解をされていないということがよく分かりました。今後、くらて病院の新築移転についてどうなるか全く皆目検討もつきませんし、これを病院の整備基本構想を作るにあたって検討委員会の方達はもちろん、役場の職員にしてもそうです。多くの方達の労力と時間をかけてでき上がったものまでが、おそらくは今のままの状態であれば無になるのではないかなというふうに私としては非常に残念に思いますし、何とか今の状態の打開策が見つかればと思って考えてはいましたが、なかなか難しい状況だなというのが分かりました。非常に残念ですが、これで質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に、12番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

最初に、本町における臨時職員及び嘱託職員任用について質問をいたします。

現在、鞍手町では公立の保育園や小学校、中学校、またその他の部所に従事されている方で、一般的な企業でいう正規職員の外に臨時職員、嘱託職員といわれる非常勤の職員の方が多くおられると思います。

本年度は、現在継続雇用中の方を含めてどのくらいの方が従事されているかお尋ねをいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは総務課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

平成29年4月1日現在で臨時職員は15名、嘱託職員93名、その内常時勤務49名、短時間勤務44名、合計108名です。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

嘱託職員さんはかなり多いのですね。今答弁された臨時職員及び嘱託職員の方の任期はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

臨時職員の任用期間は6月を超えない期間です。また6月を超えない期間で一度だけ更新することができます。ということは最長1年となっています。

嘱託職員の任用期間は4月1日から翌年の3月31日までとなっています。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

嘱託職員さんも1年ということですね。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

一応、任用期間といえは4月1日から翌年の3月31日となっております。しかし嘱託職員の任用期間につきましては、鞍手町嘱託職員に関する規定第3条の規定により4月1日から翌年の3月31日までとなっておりますが、また2回まで更新することができます。更にその嘱託職員の免許、資格等が特殊で、新たな嘱託職員の補充が見込めない場合に限り4回まで。ですので、嘱託職員に限りましては最長5年を考えています。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

今、答弁された中で、法律上のことでしょうか任用期間6ヶ月、そして再延長で1年、これを超えてはいけないということだと思います。1年を超える場合は、地方公務員法では正規職員を雇用しなければならないということになっていると思いますが、臨時職員の場合は1年の期限を切って、これは法律上とは思いますが、雇用し、更に再任用を続けていくとい

うことは、本来想定されていないということによろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

臨時職員の任用期間につきましては、今、議員がおっしゃいますように地方公務員法第22条第5項及び鞍手町臨時的任用職員に関する規定第4条の規定によりまして最長1年間としております。また、当初の任用の日から1年を超えて任用することができない旨も規定されておりますので、1年と考えてもらって結構です。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

たった1年で臨時職員を終わるということは、また新たに違う臨時職員を採用し、また1から現場の人が業務内容を教えるということで、雇う側としても、いくら法律で決まっているとはいえ非常に効率が悪いのではないかと私は思います。実際に現場で直接、接する正規の職員さんも、色々な面で負担がかかるのではないかなと思っております。そういった現場の声は上がっていないのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

現場の方からは、やっと1年経って仕事を覚えた時に1年の任期がきてしまうという声は聞いています。しかし雇用の機会均等の関係で、広く住民の方に雇用をするために法律どおり鞍手町では1年間を限度として任用しております。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

そういう答弁ではありますが、地方公務員法の中で職員の臨時制、補助制に伴い勤務的に毎年度の予算で職の設置について策定され、定員管理上も条例で定める定数の対象外であること。これに鑑みれば原則1年以内であると考えられると書いています。しかし、この場合であっても平等取扱いの原則や成績主義の基、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうるものであるとありますが、再任は法的に色々縛りがあるようですが、これらを参考にした場合は再任用は絶対に駄目だということではないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

臨時職員と嘱託職員とはちょっと意味合いが違いまして、嘱託職員は先程言いましたよう

に最長5年ということですが、臨時職員におきましてはあくまでも臨時的な職ということにおきまして、鞍手町におきましては地方公務員法に則りまして最長1年として運用させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

では、今私が言ったのは嘱託職員のことです法的に上げられているのですかね。それはそれでいいとしまして、現実には他の自治体においては臨時職員を継続して任用している自治体もあると聞いております。本町でも何か知恵を絞ればどうにかなるのではないのかなと私は思うのですが、町長そここのところはどうかでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員さんがおっしゃいますことは、私も重々理解をいたしております。せっかく臨時にしても嘱託にしても、採用して仕事を覚えたときには雇えなくなるという部分においては、雇う側としても本当に痛手といえば痛手を被っておるかと思えます。これは法令上、うちの条例の上には法律がありますので、これは国会議員の先生方に何とかお願いして法律を変えないと施行できないというのが今の現状でございます。

ご理解していただければとそのように思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

理解はしているのですが。

では、次に、嘱託職員さんで、いま3年から5年任期で働くのが条件となっているということでしたが、鞍手町に図書館の司書さんという方がおられると思いますが、この方も嘱託職員さんでよろしいのですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

鞍手町の中央公民館に1名図書司書がおりますが、嘱託職員でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

この方の任期はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

任期は1年ということでございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

先程説明がありました最長5年という可能性もあるわけですか。その辺をお聞きします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

先程総務課長が言いましたように、任期1年1年更新して、その他そういう適任者といえますか、応募がない場合は最長5年というふうなことでございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

司書さんに限って質問するのですが、1年では、この方はすぐに辞めないといけないという状況だと思います。図書館の司書さんという職業は色々な高度な専門的知識が必要だということ。それとなおかつ図書館を利用される方の関係者の方から、1年で交代されたのでは、今の司書さんは色々な意味において非常に素晴らしい人材なので、ぜひもう少し長いスパンで雇用していただけないかという要望、意見が上がっていますので、その辺をもう一度考えられて検討していただければと思いますがどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今議員のおっしゃったことはしっかりと行政内部で1回揉ませて下さい。よろしく願います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

よろしく願います。

次に、リフト付きの福祉車両について質問いたします。

リフト付きの福祉車両を平成25年の9月議会で私が一般質問でお願いしまして、その後導入していただいたと記憶しております。22人乗りのマイクロバスと8人乗りのリフト付きの自動車が設置されて、色々な面で活躍して皆さんも重宝されていると思います。担当課の皆さんのお陰で2台の車両が納入されました。それから3～4年になるのでしょうか、その間町民の方からは随分利用されていると思いますが、現在までどういった方、またどうい

った団体が利用されているのか、そしてその使用頻度詳細が分かればお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずデータの的なものでありますので、総務課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

福祉車両につきましては、宝くじのコミュニティ助成事業により、ハイエース（8人乗りで車いす2席あり）は平成26年10月、コースター（マイクロバス22人で車いす2席あり）につきましては、平成26年12月に取得いたしました。平成27年3月1日より鞍手町福祉車両貸出事業を実施しております。導入から現在までの利用者及び頻度につきましては、利用者は、個人の方や地域の老人会、くらて病院、社会福祉協議会などが主な利用者となります。利用頻度につきましては、平成27年度はハイエースが2件、コースターが21件、平成28年度は、ハイエースが4件、コースターが13件。今年度は、8月末までで、ハイエースが3件、コースターが6件となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

個人の利用がちょっと少ないようですが、色々な団体が利用しているようです。本当に購入していただいて良かったなど。私も時々利用させていただきますので感謝をしています。ただ、マイクロは大型ですので、どうしても利用する団体が限られていると思いますが、8人乗りのハイエースは個人の方が少ないように思います。どうしてかというと女性の方から考えたらかかなり大きな車になりまして、運転もなかなかしづらいということがありますし、私も大きな車に乗っていますが、最初に乗ったときはすぐぶつけました。そういったことで、8人乗りはどうしてもご婦人方には乗りづらい、使用しづらいという点があると思います。それと、車椅子の高齢者や障害者の方の単独での利用頻度もそう多くない。8人乗りは少ないようですが、なぜ少ないかということ、まずどうしても大きいので運転がしづらいということになります。そこで、できれば、また贅沢を言うようですが、軽自動車のリフト付きの自動車が導入されれば非常に町民の方も個人で利用される方が助かるのではないかと考えております。その理由として、多く上がっているのが、また私が考えますが、下半身の弱った高齢者、特に車椅子での移動が余儀なくされた方がかなり多くおられるようです。これからは段々増えると思います。そういったお年寄り、ほとんどの方が月に1回ないし2回は病院に薬取りとか、診察に行かれています。そして当然一人では行けないので必ず時

間の取れる娘さんとかお嫁さんが、どうしても送迎をしなくてはいけないということになってきます。男性は仕事をしていますのでなかなかそういったことが難しいと思います。そういったことで、特に女性に大半が限られてきます。そういった女性には、大きな8人乗りを自由に乗りこなせるというのが無理かなと思います。特定の人を除けば。それに比べ鞍手は田舎ですし、入り組んだ幅の狭い道も多いですし、その為にも小回りの利く女性にも運転しやすい軽自動車の貸出しが追加してあれば、利用される方がまだまだ増えて、お年寄りを介護されている主婦の方には本当に、今まで以上に重宝されるのではないかと考えております。そのためにもぜひリフト付きの軽自動車の導入を検討していただけないかと思いますが、町長にお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

鞍手町の福祉車両貸出し事業の目的は、障害者、高齢者等に対してリフト付き福祉車両を貸出しすることにより、日常生活行動圏の拡大、社会参加活動の促進等を図っております。自立と生活の質を確保いたしまして地域コミュニティの活性化及び福祉の増進に資することを目的と考えております。24人乗りのマイクロバス、それと10人乗りのハイエースを導入いたしましたが、今、議員がおっしゃいましたように軽のリフト付き自動車につきましては、今後必要性を見極めて、先程課長が言いましたような宝くじのコミュニティ財源ですか、そういった諸々の財源等、若しくは国の有利な財源を利用して今後前向きに検討していきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。ぜひ宝くじの財源が、これがいいかなと考えております。まあ、介護タクシーを利用する程ではない。また介護認定の場合によってはできない、かといって自家用車では送迎に負担がものすごくかかると、そういった困った方が沢山おられます。今後も高齢化は絶対に進まないことはないと思います。どんどん進んでいくと思いますので、そういった困った方が少なくなるということはまずないと思いますので、ぜひ再度検討をお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。繰り返しになりますが、当然のことながら今議員がおっしゃっています障害者の皆さん方、そしてご老人、今からまだまだ高齢化率も多くなってくるかと思っておりますので、その辺のところを見極めながら前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時13分

再開 14時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に、5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、鞍手町の未来像についてということで、私が平成7年に初めて議員をさせてもらったときに、先輩議員から最初に教えられたことがあります。議員になったら最低でも10年先を考えろというようなことを言われました。今は10年先を考えても短すぎて、20年30年先を考えなくてはいけないような早い時代になっています。

そこで今回質問したいのが、今後10年、20年、30年先の鞍手町の未来像をどのように考えられているのかというところを町長にお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

非常に難しい質問でございます。何度かここで私が色々申したかと思いますが、10年、20年、30年先を見据えるにあたって、一つは、この町というのは6年前にインターチェンジが開通をいたしまして、ここ最近目立って人の流れ、そして車の流れというのが大きく変わってきているということを感じております。いま、北九鞍手夢大橋に繋がっていた道が曲がっていますが、あれが工事に入っています。後1年半ぐらいでまっすぐになるかと思えます。あれがずっとまっすぐにきまして、西川の方に、新北の方に行っているこれが東西線になります。そして本村からきましたら、インターチェンジがありまして、インターチェンジを過ぎましてずっときましたら、いま100円ショップのダイソーさんがありますが、あそこがTの字になっています。そこが工事にも取り掛かっていますが、猪倉の方にまっすぐバイパスが建設されています。これも3年の内には何とか道路が繋がるのではないかと、そのような計画でやっています。これが町の南北線にあたります。この東西線と南北線がい

うなれば鞍手町の大きな大動脈になるわけでございます。私が言うまでもなく、先程言いましたように車がいま宗像の北東の辺りから、そして遠賀町、水巻町、八幡西区、中間市、直方市、ややもすると小竹の辺りから車がどんどん流入をいたしております。最近に至りましては、建売りの建設業者さんが家を建てればすぐに売れると、それもどこから移り住まれて来ているのかと言いましたら、中間や北九州市八幡西区の方面から移り住まれていると聞き及んでおります。ですから、社人研の人口動態調査では2040年には人口がずっと減って、福岡県でもワーストワン、一番悪い状況になるというデータが出ておりましたが、あれはあくまで机上のデータだと私は思っております。いま現在全然そういうふうな兆候は見られませんが、逆にいま人口は下げ止まってきて、逆にV字回復の方向に向かっているのではないかとそのように感じております。

それと今後、鞍手を発展させる意味合いにおいて重要なことがございます。これは私がここで言うまでもなく鞍手町の財政力指数は、平成24年から26年では0.44であります。1でプラスマイナス0です。つまり町の財源が1で地方交付税をもらわなくなるというような状況になるのです。これは26年までですから27年から29年度にかけてはおそらく0.45から0.46ぐらい、少し景気が良くなっておりますし、税収も上がっておりますので上向きになっているのではないかと、そのように認識をいたしております。

ただ、この財政力指数というのは、町が頑張っても、頑張っても、頑張っても、例えばこの財政力指数が0.8になったとしましょう。それでも結局は1に達していないものですから地方交付税をもらう対象になるのです。ということは国からすれば、つまり地方更生をやっている自治体というのはまずはプラスマイナス0、1になるまではどんなに頑張ったってその頑張った分の4分の1、25%しか町に反映できませんよという、これが今の行財政の仕組みになっているのです。仮に0.5としましても、まだ半分の2分1足りないわけでありませぬ。これを1に持っていくというのは、本当にこの地方行政においては至難の業だとそのように思っております。

もう1点は、これは国レベルの話になるのですが、例えば鞍手町はたくさんこれだけ土地があるではないかとおっしゃる方がおられます。現在も色々な所から工場を建てたいとか、住宅を建てたいからというようなオファーが色々な所からたくさん参っております。ところが用途地域、都市計画法に則った用途地域の設定が現在、農振に至っては国の管轄、そして例えば大店法とかに至っては県の管轄になっております。と言いますと、要は町でいくら何をやろうと思っても上部行政の判断に委ねられて動かなければいけないというのが現状かと思っております。ですから、これは何とか打破をしないとなかなか町民に対して目に見えた形での恩恵と申しますか、そういったのがなかなか厳しいというのがまず現状だと思っております。

しかしながら、とは言っても100%駄目だということではございません。中には無指定のところもあれば、知恵を出せば色々な部分がございます。そういう部分においてはしっかりとこれから取組んでいって、将来に繋げていきたいとそのように考えております。第1段

階はそういう段階でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

先日、私は県庁に行きまして、大規模、例えば30万坪ぐらいの開発をしたいというような話を県庁に行って話をしました。そうすると、まずは町の総合計画に載せてくれという話をされました。というのが例えばインターチェンジ周辺開発というのは総合計画に載っています。そういう総合計画に載ったものに関しては、県としては許可を下ろせません。例えば大きなものが、どかっと来るというような時には、総合計画の中に載っていなければ県は許可を下ろせないのです。私は、先日色々なことで、あるところから署名を出しましたが、大規模開発は、まず総合計画の中に載せてもらわないと県が許可を下ろせないのです。そういうところを踏まえて、今後色々な大きな事業展開がくるような話しになった時に、町長としてはそういうものに対してどういうふうに対応していかれるかお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今議員さんがおっしゃいましたように、用途地域に関してもそうですが、うちのちゃんとした都市計画をきちっと作らないといけないかと思っております。平成28年から平成36年までの9年間の基本計画というのは作っております。今のところは、これが4年間の前期基本計画になっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

前期4年間の計画と、見直しが可能なのかどうかということをお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

総合計画につきましては、基本構想の部分につきましては議会の議決要件になっております。見直すということであれば、まず内容を見直して総合計画の審議会の方にお諮りして、そして議会の議決を経るという流れになると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

不可能ではないということですね。何でこんなことを聞きましたかということ、やはり10年、20年、30年後を考えると、これからどんなものが鞍手町に押し寄せてくるか、例え

ばインターチェンジがあるLラインがTの字が猪倉まで繋がって夢大橋に繋がる、そういうものでどんどん開発していこうと、2040年には社人研の発表では福岡県の中で消滅都市一番で1万260何人と、町が考えているのは1万2千人ぐらいを、その頃は確保したいということで動かれています。でも、大規模な開発等が鞍手町にくるようなことがあれば早々にも総合計画を見直して、どんどん進めていただいて2040年には2万人、2万5千人になるような町にしていきたいと思いますが、その辺町長はどのように思いますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま色々と民間さんレベル、そして我々行政レベルで開発を色々なところを手掛けようとしております。こういったことが、おそらくここ6～7年以内には花が咲いてくれば当然のことながら人口の下げ止まり、そして人口が逆にV字回復してくるのではないかなと私はそのように考えております。あともう一つは、教育もそうですが、一つは雇用ですね。若い方の雇用を生み出す場がないからやはり出て行かれていますのが大きい原因ではないかとそのようにも考えております。そういった意味においては子育ての支援型住宅、これは官民一緒になって支援住宅などを今後作っていかねばいけないのではないかなとか、インターの横の開発はいま順調に進んでおりますが、あそこが進みまして、ちょうど小山がありますが、あそこのインターの横の裏横の山ですが、あの裏手は直方市になります。あれからずっと開発が進んでいった場合には、竹内議員さんが一生懸命されております新幹線筑豊駅なども不可能ではないのではないかと考えております。そういったものが上手くいけば鞍手町の人口も社人研の言っているのと相反する結果になってくるのではないかとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

とにかく鞍手町を今後どんどん発展させていただくためにも行政の協力も必要になってきますので、あとは民間の力をどんどん取り入れて、今後20年、30年後には、消滅都市でなく発展都市1番になったねと言われるぐらいの町づくりに励んでいただきたいと思っております。

次に、くらて病院について。

くらて病院の現在から未来は、どのように考えられているかということですが、先程少し質問が出ましたが、私は両方の話を聞いてからの判断ではないかなと思っております。

私は、くらて病院の現在から未来にかけてということで質問することで色々考えていましたが、これはホームページの八代先生の院長ご挨拶ということで載っています。平成25年4月より非公務員型の地方独立行政法人くらて病院へ経営移行いたしました。診療科は、内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻科、泌尿科等と、一般病棟100床、包括ケア病棟22床、

回復リハビリ60床、療養型病棟40床を有するケアミックス型の病院です。老人施設も鞍寿の里60床を併設しております。そういうことで書かれておまして、当院の位置する地域は高齢者が多く、生活習慣病・慢性疾患に対する診療が地域の大きなニーズでありますというようなことで、我々に与えられた使命は、全人的・包括的な医療の地域拠点病院として機能することであると考えています。この観点から、ケアミックス型の当施設は連続した医療・介護サービスを提供することができ、患者様には安心して利用していただける施設ではないかと考えております。我々は、独立行政法人制度のもとで弾力的な病院運営を実践し、地域住民の疾病予防・早期発見・治療・アフターケアを充実させ、与えられた使命が十二分に果たせるべく日々努力いたす所存でありますというふうにホームページに院長先生の挨拶が書いてあります。

先程もちらっと出ていましたが、私は病院に用事があって行きました。入ってすぐの所に新聞大くらいの大きさの立て看板がありまして、ここに書いてあるのを見てびっくりしました。ちょっと読ませていただきます。

患者様へお知らせ

平素は当院をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、諸般の事情により、来年3月末をもって内科医6名が辞職することとなりました。

現在、後任医師の招へいを急いでいるところでありますが、医療界の事情から早急な医師の確保は困難を伴うのが実情です。よって、来年4月には医師不足が予想され、皆様の医療に支障をきたす可能性が高いと考えます。従いまして、皆様の疾病管理の安全性を確保するため、外来患者様には近隣の医院・病院を紹介させていただきたいと思っております。どの施設で診療を受けるかなど、具体的なことは主治医とご相談いただくようお願いします。当院をご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、このような事情でありますので何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。今後も可及的早急に医師の確保・充足を図ってまいり所存です。医師充足の折には、また、皆様のケアをさせていただきたいと思っておりますので、その節はどうか当院をご利用下さいますようお願いいたします。平成29年 病院長 八代晃

これは入ってすぐのところを立ててありました。こういうのを見て、現状から未来へという質問をしようと思っているのですが、現在がこういうふうになって、先程も岡崎議員が質問をされていましたが、未来まで考えたいのですが、その前に現在町長これに対してどう思われますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私もこの文章は、病院の所に貼ってあるということで、たまたま私の知り合いの患者さんがお医者さんから同じビラをいただいたのを、私は拝借してきたのですが、正直言いまして、なぜこういうふうにお医者さんがなったのかというのは、正直私は分かりかねています。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私は最初に言ったように両方の話を聞いて自分で判断しますので、ここでどちらが悪いとかというのは考えていません。私は聞きたいのは、現在はそういうふうな答えであるのでしたら未来のことを考えたいのです。今のことばかり言ったってしょうがないので、未来的に町長は前に新病院を建てるといふときに語られていたことがありますね。こういうふうな病院をつくっていききたいということを言われていました。それをもう一度聞かせていただけますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは基本的には、くらで病院は独立行政法人で、今竹内議員がおっしゃいました平成25年の4月から独立行政法人化にして独立しております。

運営は運営委員会によって計画がなされております。本来私がここでどうします、こうしますと言うのは独立性を重んじると本当はいかがなものかなとそのように思っておりますけれども、設置者は鞍手町になっております。鞍手町の代表として言えることは、医療は日進月歩であります。町民の皆さんに最新の高度医療をやりたい、それからホスピタリティにとんだ接遇を望んでおります。また、患者さんに不安を与えないような院内環境をやっていただきたい等々、目指していかなければならないことがたくさんございます。

当然のことではあります、町立から独立行政法人にしたのは収益を鑑み、独法したと聞いて、私が町長をさせていただきました時には、もう独法の議決がなされて、ちょうどなっていた状況でございましたので、これは前の柴田町長から聞いておりましたが、まだまだ収益にいたっては今のところ思わしくないということでもあります。

私が言うまでもなく利益の上がない法人は存続不可能なんですね。よって、場合によっては地方独立行政法人法の第1条から第3条、並びに第14条、第121条を適用し、設立団体の長として病院に対し改善を要求することもあるかもしれません。ただし、私としては病院の収益が上がり、その利益を町に還元をし、教育や老人福祉に使いたいとそうように考えております。

将来的には、議会で何度か申したと思いますが、ワンストップホスピタルプロジェクトOSH P、つまりくらで病院に来れば医療面では全て賄える病院を目指していきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

未来的には、この辺でトップを飾れるような総合的な病院をつくりたいというのが、せつ

かく今からつくるのでしたらそれが本音だと思います。その本音は当然、夢を語っていただくのはいいのですが、現状は先生が足りないというところでちょっと危惧するところがあります。今後、病院の問題はどうなる、こうなるではなくて、町長としてお医者さんの確保、当然設立者としてはその辺、足りないとなると経営が成り立たなくなるので、お医者さんの確保も考えなくてはいけないのではないかなというふうに思いますが、現在はおられますから水面下で動いておられるのかどうか分かりませんが、こうやって確保していますよというような答えは出ないと思いますが、その辺言える範囲でお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程も申しましたように、これは独立行政法人になっていますので基本的には、運営は病院サイドでやっていただくというのが主眼だと私はそのように思っております。

ただ何か皆さん方は誤解されている、先程最初に質問された議員さんの内容を聞いておりましたが、何か病院でゴタゴタが起こっているような印象を持たれて、何か誤解をされているような感じがしてなりません。病院で看護部長から、今の病院の状況を聞いた限りの話では、お医者さんが来年辞められる方がおられると、だからお医者さんの確保に奔走しなければいけないということを私は伺っているだけであります。要は、対処療法といたしましては、風邪を引けば当然熱が出て、喉が痛ければ痛み止めを飲んで、熱が出れば解熱剤を飲む、対処療法なのでしょうけれども、これと同じように対処療法を今病院としては淡々と事務的に、私は病院サイドで対処療法でやっていただければ事足りることではないかなと。つまりお医者さんが足りなければ、今竹内議員さんがおっしゃいましたように、病院の内部で、今、新理事長さんがおられますので理事長さんを筆頭にお医者さんの確保に努められるべきだと私はそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

せっかく病院を新しく建てようとしているのですから、やはり良い病院をつくってほしい。60億か65億かいくら掛かるか分かりませんが、なくすのは簡単と思いますが、せっかくづくりという方針で動いていますので、設計費も予算を組んでいますし、だから今後色々なことがないように良い病院を今後つくっていくためにも皆さんにご協力をお願いしたいと私は思っております。こんな小さな町で60何億も掛けて病院をつくらうとかはまずあり得ない。それをせっかく過疎債を使ってやろうとしているのですから、皆さんが一致団結して協力をしていただいて良い病院をつくってほしいと私は思います。

これは、未来に向けてどのように考えているかということで、私はそういうふうに思っています。現在がどうのこうののではなく、未来はこうなるのだという先を見ていけば、今のことなどは小さいのです。失礼なことかもしれませんが、未来を考えればもっと良いものをつく

っていかなければというところで考えていただきたいと私はそう思っております。

町長はどのように思われていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

私も竹内議員さんと全く考え方は基本的には一緒であります。当然病院を建てるにあたってはより良いものを建てたいという思いで前向きに、行政の方でも後押しをしている状況化であります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

とにかく良い病院をつくってもらえるように、周りにないような、くらで病院にわざわざ来てくれるような病院を皆さんでつくってほしいと思います。それが私の希望ですのでよろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

引き続き一般質問を行います。

4番議員 宇田川亮君の質問を許可します

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問いたします。

1点目のくらで病院の移設による影響についてということで入れています。

今までの11番議員、5番議員もくらで病院に関する質問も聞いていますし、これまでの状況も片方からの意見もお話も聞いています。ただ、今の町長の答弁を聞いて思ったのは、危機感が全く無いというのがびっくりしました。質問の前に前置きで申し訳ないのですが、どんなに良い病院を作っても中身がなかったら倒産です。何もできません特に病院は。

国家試験の医師免許を持った人、看護師の免許を持った人、たくさんの方がよってようやく病院が運営できるわけですから、それを医師確保に奔走すればいいということですが、この医師確保が、私も医療機関にいましたから本当に大変なのです。

いま色々な噂が町民の中、町外でも医療関係の中、色々なところで飛び交っています。町長はゴタゴタとっていないと言われましたがゴタゴタしていますよ。それが町外の方、医師関係の方も何かあるということで、何が起きているのか分からないが、そういうところには医師として行きたくないとか、派遣もさせたくないだとかということがものすごく障害になっているのです。そこは十分分かっていただいて、この件については一般質問の中で明らかにするというのは到底無理ですから、私は早急に調査して真相解明をしていくべき

だと、別の場です、というふうに考えていますので、今日はそこを省いて、いま何も起こっていない町立病院が鞍手の町民野球場にできるということからの、その影響についてお尋ねしたいと思っております。

くらで病院は現在の場所では耐震化もできないため、いま移設が進められています。そして町長のL字ライン構想で、鞍手インターと夢大橋を結ぶL字ライン上につくり、患者の利便性を図りたいとして、有利な過疎債を利用して財政負担を減らそうと努力されています。このように早急な耐震化と利便性、そして財政負担の軽減を図ることについては異論はありません。しかしながら町文化体育総合施設の主要施設である野球場を潰し、そこにくらで病院を移設しようとしています。文化体育総合施設では1年を通して多種多様な大会、祭り、行事等が行われています。

そこでお尋ねしますが、くらで病院が現在の野球場に移設された場合に、これまで行われてきた行事等の規模や内容を変更、または縮小するような、そういった影響は出ないのか教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

文化体育総合施設内で行われている大きな行事としては、町民体育祭や元気まつりなどがございます。多くの町民の方々に訪れていただいておりますが、町立野球場にくらで病院が移転したとしても施設内で行われる行事等に大きな影響を及ぼすとは考えておりません。

それとまた、あそこにありますナイター設備の大きな鉄柱が4つあります。あれも内部が腐敗をしております、あれも危険性があると聞き及んでおります。そういったことも鑑みまして、これは検討委員会で決められたことではありますが、決められたことだと思っております。野球場においては、いま別の場所で練習できる場所などを検討いたしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いま影響は全然でないのではないかなというふうなお話ですが、ちょっと細かいことでお聞きしたいのですが、例えば町民体育祭、消防の出初め式だとかがあります。色々な時に花火を打ち上げます。そういうのは病院のすぐ横ですが、大丈夫なのでしょうか。また、夜に星空シアターとかがあります。多分、病院の消灯が9時のところと10時のところもありますが、そうしたらそこで影響が出ないのか、まずその2つについて教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず行事等が出る騒音については、最新の技術といいますか防音対策も十分に行われるか

と思います。花火大会のようにガンガン鳴るわけではありませんので、その辺のところは十分大丈夫ではないかとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それは町長の判断ですが、医療機関の判断としてそうなのかというのを。花火を鳴らされたら困るだとかはないのかというのを確認した上で町長は答弁すべきだろうと思いますし、もしそこでちょっと止めて下さいというようなことを言われたら、もう何もできなくなります。そういった面で影響が出るのではないかというふうに思いますが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

建設にあたりましては、そういった防音設備も十分に考慮してやっていきますが、それでも実際建って、ボンボンと上がったときに病院側の方から何かクレームが出れば花火をちょっと止めるとか、その辺のところは対応していかないといけないとそのように感じております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

小さいことですが、そこで影響が出ているではないですか。言われたら花火を止めるかもしれないと今言われたのです。もうそこで小さい事ですが影響は出ていますよ。やはりお祭り事とか町民をいっぱい集めて盛大に何かやろうとしたら、やはり大きな音は出ますよ。そこが縮小されるようなことが絶対あってはならないというふうに思っております。

もう一つ、特に町民体育祭ですが、町民体育祭が行われた時にいまの野球場を駐車場にしていますよね。していませんか。元気まつりか何かの時に野球場の中に車を入れたりしていたと思いますが、いまはしていませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

以前は入れていたみたいですが、いまは中学校がありますので、その駐車場を借りております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

交通体系との関わりにもなりますが、行事でハーフマラソンも盛大に行われていました。交通規制もあったと思います。あそこに病院が建って、救急指定でもありますから救急車も

来ます。交通規制をあそこでかけたときに救急車又は救急車でなくても急患が自家用車で運ぶ時に、そこはどうなりますか。行事との関連ですよ。もちろんそっちが優先でしょうが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いまある道路付けだけではなくなると思います。おそらく浦田団地側の方にも接しておりますし、当然産業道路にも接しております。その辺のところはちょっとプロが救急はどこから入れるという、まだその辺のところまでは検討委員会の方ではまだなっていないということではありますが、そこは別ルートも考えていきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

別ルートというのはマラソンのコースのことですか。それとも救急車の搬入のことを言っていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

救急車の搬入の経路です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

救急車は、やはり一刻も早くということで一刻を争うことですので、一番近いところを通ると思いますが、そこはまたハーフマラソンのコースのことで産業道路も使うでしょうし、そこは行事のマラソンの方で考えてもらわないといけないというような影響が出てくると思いますけれども。

私が言いたいのは、こういった影響が出るというのは文化体育総合施設の中に病院を作るからですよ、削って。先程もわざと言いました、町文化体育総合施設の主要施設である野球場を潰して病院を建てると。ここが私は言いたいところですよ。文化体育総合施設はそこはそこでないといけない。いくら利便性があるのでしたら、町長の考えるL字ラインで言うのだったら、わざわざその中に作るべきではない。いま町民の多くの方はまだ知らない方は沢山います。野球場に病院を建てると。いまだに私は知らないのですかというようなこともよくあります。

先程の町民体育祭の話に戻りますが、いくら病院の入口がどこになるか分かりませんが、あそこはものすごく大渋滞になります。帰りの2時から3時ぐらいに町民体育祭が終わって、ズラーと並んで右も左も行けません。そういう中ですぐ横に、しかも文化体育総合施設の中

に病院を建てるというのがどういうことなのだろうか。いまだに。町民の皆さんから聞かれても私は答えようがありませんし、絶対反対ですというような答えしか返ってきません。

鞍手町は前にも言いましたが、結構スポーツの盛んな町ですよ。色々な優れた指導者もいるし、優れた選手、またOB、OGもいます。それはどこが拠点になったかという、今の文化体育総合施設ですよ。ここに影響が出るようなことがあったら、なかなか活性化というのも難しくなるというふうに思いますし、第一、病院は少し閑静な所、静かな所に作るべきだと、今さら何を言っているのかと言われるかもしれませんが、一番はそこに影響が出るというふうに思います。町民体育祭の時の大渋滞はどういうふうに緩和するのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

産業道路側の方の、いま野球場がある施設側の方に水路がありますが、その道路を広げて、そこに渋滞を緩和するべく道幅をとって、救急車が来れば産業道路が渋滞していれば1車線は空けられるような形で取組を考えていきたいと、渋滞緩和はですね。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

渋滞を緩和するというのはなかなか難しいと思います。一度に大きな行事をやったら何百台と車が来ますので、一定時間の渋滞は絶対解消できないというふうに思います。それと、交通の利便性というふうに言われましたが、今後のバス路線の変更、増便というのはどういうふうに考えているのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

くからて病院の移設による交通体系の影響ですが、移設を予定している文化体育総合施設周辺は、昨年大型商業施設が開業したことに伴い、現在車両等の混雑が頻繁に発生していることは、今議員がおっしゃったことと同じではないかと考えております。

それから文化体育総合施設の周辺は第5次総合計画や都市計画マスタープランにおいても、都市機能の集約化を図る拠点として位置づけており、新庁舎等の移設候補地としても建設検討委員会において議論がされている場所でもございます。

それから、北九鞍手夢大橋と町道本町・今村線の直進化や、県道直方・鞍手線の整備に伴う商業施設等の進出、生活の利便性向上による住宅の増加、鞍手インターチェンジ周辺開発の進展等により、更なる交通量の増加が予想されておるといことも踏まえて、今後本町が目指す医療や行政、防災、保健福祉、健康、スポーツ、生涯学習、歴史、文化等多くの拠点

が集約することに伴い、町の中心エリアが形成されることで、町内外からあらゆる年代の方々が様々な交通手段を活用し、往来されるものと推測をいたしております。

このようなことから、くらす病院移転及び新庁舎等の建設に伴う基本設計等の作成にあたっては相互に連携をし、将来的な交通量の予測を踏まえて道路等周辺整備を行うとともに、合わせてバス等の公共交通の利便性向上を図るなど、議員がおっしゃいますような交通体系の構築に努めていきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

具体的に、まずあそこの産業道路自体はいつ頃までに、例えば片側2車線にするとか、全部で4車線にするとか、その分歩道も作らないといけません具体的にどういうふうを考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まだそこまでは事務方の方も進んでいないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

じゃあ、分からないではないですか。町長が今言った交通渋滞を緩和するために、そこを全部整備してまいりますと言ったのに、全く分からないということはどういうことですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

実は、先程言ったのは私の思いで、まだ答申をいただいていないのです私のところに。ですから私としては答申をお願いしています状況です。

庁舎建設の方が同時期になりましたものですから、ちょうどあそこが庁舎の答申を出しておりまして、その返事をいただいていないものですから、ここでは答申をいただいてからということだと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私は庁舎建設のことは何も言っていませんよ。病院があそこにできて渋滞緩和するのに、町長が整備しますというような話をしていましたから、だからあそこの道路を広げるのですか、片側2車線とか歩道も広げてやるのですかと言って、それが分かっているのですしたら具

体的に教えて下さいと言っているのです。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程最後に私が言いましたが、くらで病院移転及び新庁舎等の建設に伴う基本設計等の作成にあたって相互に連携を行っております。ですから相互というのは両方ということですが、その答申をいただいてからでないと、私がここで先走って言うというのは答申の皆さん方に対して失礼にあたるかと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

総合庁舎をなくすとか、そういうところばかり言って、肝心な交通渋滞の解消だとか、交通安全のこと等がおろそかになっているのではないかというふうに思います。そういう文言は入っているかもしれませんが、病院等ができた時には、先に道路整備をしておかないと、先に道路整備ですよ。しないと、もうちょっと待って下さい、今の狭いままであと何年間か我慢して下さいという話にならないでしょう。そこを言っているのですが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それは当然のことながら同時進行で行わなければいけないとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

じゃあ交通整備と病院、庁舎ができた時には交通整備は完全に終わっているというふうに理解していていいですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

以前から都市計画のマスタープランの中に、都市施設の中に幅員の幅を広げるということでちゃんと計画には謳っておりますので、それに準じて行っていきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

都市計画の中にあるのでしたら、そこで具体的にどうするというのは考えているのではな

いでしょうか。その都市計画に照らして幅員を広げるというのは、どこまでどういうふうにするのか具体的に考えているなら教えて下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

平成17年度に都市計画道路は決定されております。それは先程町長が申しましたように18メートルという幅員は決まっておりますが、それをいつまでに整備するかというのは財源の問題もありますので、いまなかなか先に進んでいないと。北九鞍手夢大橋の方から押し、できれば県道昇格というのも睨んでいくのが現状でございます。

その前に病院の建設、合わせて庁舎もその辺りというふうに計画はされていますので、当然そこを待つまでもなく、その周辺の道路の、例えば右折ラインを作るとか、あるいは中学校側に進入路を作るとか、そこは基本設計を作る中で色々議論をされて、交通量を予測しながら一番ストレスの溜まらないような道路といいますか、交通体系を作るものだと。今いつまでかというと、なかなかここで答えするのは難しいかなと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いつまでかというとはお答えできないけれども、先程町長が同時進行でと言われましたので、少なくとも病院ができるまでにはその整備は行うということで理解していいですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それに向けて同時進行でやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

次に、2点目の国保の広域化についてお尋ねします。

国保の広域化が迫ってきていますが、福岡県は未だに保険料の算定を公表していません。この問題で関係課長会議だとか担当者会議等が行われていないのか、多分あっていると思いますが。そこで標準保険料率とか納付金等の指示も電話等も含めて、あっていないのか最初にお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今議員がおっしゃいましたように、福岡県との事務レベルの協議中なものでありますので、まずは保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

国保準備協議会が立ち上がっています。その中でいま調整中であります。

現時点では標準保険料率及び納付金の具体的な数値は県から示されておりませんが、基本的な考え方を説明させていただきます。

納付金の算定にあたっては、福岡県内の市町村の医療費水準は、市町村により違いがあるため、医療費水準に見合った公平な被保険者の負担となるよう所得水準と医療費水準に応じて、各市町村で納付金を分担することになっております。つまり、医療費水準が高い市町村は納付金が高くなり、低い市町村は安くなります。

また、標準保険料率の算定方式は、均等割、平等割、所得割の3方式とし、応益分と応能分の割合は1対0.8として算定することとし、応益分における均等割と平等割の割合は6対4で算定することになります。ここで算定された保険料率は、法定外繰入や繰上充用金を必要としない本来鞍手町が納付すべき保険料率が示されることになります。

この本来賦課すべき保険料率と公費負担額を合計した平成28年度納付金額と平成30年度納付金見込み額で比較を行い、実質的な負担が上昇する市町村については、激変緩和措置されることになるため、平成30年度の国保制度改正による負担金の増額はないものと考えられます。

しかし、鞍手町の現在の保険料率は、この本来賦課すべき保険料率より低い状況であります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

福岡県がこれを公表していないというのが遅すぎるのです。他の都道府県ではどういうふうにしたいというようなガイドラインも含めて出しています。北海道とかは今年の2月に1回目を出して3月か4月にもう一度、確か出していると思います。そこは、県の方に早く出してくれないと保険料が今の状況でも、以前町長に聞いた時も高いと思いますというふうに、高水準でありますというような答弁をいただいていたかと思うのですが、それがどういうふうになるのかというのも、いまそれを検討していかないといけないというふうに思います。

もちろん町独自でも試算をするべきだというふうに思いますが、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

一応しておりますので、まずは保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

今町長が試算していましたが、それはちょっと間違いです。

はっきりとした公費の補填等がまだ決まっていないので、ちょっと県からきたスケジュールをお伝えします。

今後のスケジュールは、県は11月に28年度の決算額を基に仮ケース、国の公費補填額はまだ決まっておりませんので、標準保険料率、納付金等の試算は仮ケースで市町村に提示するというようになっております。その試算を基に鞍手町は新年度、30年度の当初予算の編成にその仮ケースを使って算定することとしております。その後、県は診療報酬の改定や国の予算要求見込額の決定により来年の1月に確定ケースで試算し市町村に示すという形のスケジュールとなっております。

市町村はその提示された保険料率を参考に30年度の保険料率を見込むという形になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

予想としてと言ってもあれですが、いま法定外繰入してもらっていますね。これは赤字の分の補填というような面もあるのですが、これがなくなればまた、いま高いと言われている国保税がまた上がるような形になると思います。

もう一つ、先に聞いておきますが、保険者努力支援制度の具体的な内容について、先に教えてもらっていいでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

保険者努力支援制度は、保険者の医療費の適正化に向けた取組に対する支援制度であり、市町村国保には保険者共通の指標と国保固有の指標があります。

保険者共通の指標としては、

指標①特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率。

指標②特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施。

指標③糖尿病等の重症化予防の取組の実施。

指標④広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施。

指標⑤加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施。

指標⑥後発医薬品の使用促進に関する取組の実施。

国保固有の指標としては、

指標①収納率向上に関する取組の実施。

指標②医療費の分析等に関する取組の実施。

指標③給付の適正化に関する取組の実施。

指標④地域包括ケアの推進に関する取組の実施。

指標⑤第三者求償の取組の実施。

指標⑥適正かつ健全な事業運営の実施があり、それぞれの指標ごとに点数が配点されています。その指標の達成状況によって得た点数と被保険者数を掛け合わせて算出した点数を基準として、全ての国保保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて交付金が交付されます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それは実績というのは、例えば患者さんが減るとか、こういう病気がなくなったとかということではなく、こういうことをやりましたという実績が全部加算されてのポイントを集めたところから支援金が下りるということで理解していいですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

はい、町議が言われたとおり実施したことに対する対価的なもので、交付金として下りてくる形になります。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そこはぜひ、今からでも。今までやってきたところが多々あると思いますが、徴収のことは私は言いませんが、その他のポイントを稼いでいただきたいというふうには思っております。先程、国保税が広域化になったらちょっと上がるのではないかというふうに思うわけですが、しかし現状で言ったら、町長も考えられていると思いますが、これ以上国保料を上げたら命に関わるような大問題になってくるというふうに思うわけです。

ここは何とかして上げない方向で県にも要求をしていただきたいというのが1つですが、町長はどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員のおっしゃることは本当によく分かります。できれば私としても上げない方向でやりたいわけでありますが、国保料の改定については平成20年度より、本町においては行っておりません。このため近隣市町村から見ても国保料は低い状況になっております。鞍手町の国保会計の健全運営から考えれば、もっと早い段階で改定をしなければいけませんでしたが、それでも一般会計より法定外繰入等を行い、赤字を極力縮小させる努力を続けていくことで改定の時期を延ばしてまいりました。

しかしながら平成30年度からは、県が市町村とともに国民健康保険の運営の責任主体者として中心的な役割を担うことで制度の安定化、財政の健全化を図ることとなされており、将来的には保険料の県内均一化に向けて進んでいくことから、鞍手町の保険料も標準保険料率に合わせる必要があることをご理解いただければとそのように考えております。

いずれにいたしましても、保険料の改定は避けられないのではないかと考えておりますので、国保運営協議会のご意見もお伺いしながら慎重に進めていきたいと思っておりますし、また、議員がおっしゃいましたように、県、また国の方にも町村会を通じて何とかこれに対する補填なりをやってもらえないだろうか。これは本当に言って私は国レベルの話だと思います。ですから、この辺は町村会を通じてもう一度要望をやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程も言いましたが、言いにくいからということで上げざるを得ないと言われてましたが、上げたら本当に命に関わる大問題になってきます。ここは言うておきます。

もう一つは、責任者は県も責任者というふうに言われましたが、国保法に照らしたら運営責任者は各自治体なのです、市町村です。そうすれば、今までのような市町村による独自措置をやってもいいということですよ、国保法に照らせば。独自措置、法定外繰入というのをどこでもしていますよ。それをやることをまず県に認めてもらいたいと思います。

だからそこでペナルティを科すだとか、変なことをするなというのでなくて、ここは本当に命に関わる問題ですので、これ以上上げたら保険料は払えないということで色々な問題が起きてくると思いますが、そこで独自措置がなくなって改定が必要と県の標準の分にしたらものすごく上がると思います。とても払えませんと言いますよ。みんな。

ですから、まずは県、国がしないのであれば町民の命と健康を守るために町がやっていただきたいと。そのために県に独自措置を認めるということを要求していただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、いま議員のおっしゃることも重々分かります。

先だって県の方から担当課の方がお見えになって、県に一元化する時には、いま国の方が補填措置があるのではないかという話も持って来られました。ただ、その後においては宇田川議員がおっしゃるようなことにあいなるわけでありますが、その辺はできる限り私としては町民の生命と財産を守るのが私の役目でありますので、県の方にもしっかりと、これも町村会を通じて、うちの1町だけではない、他の町村もそういうようなことを言われている町長さん、村長さんもおられますので、そういうところは町村会を通じて県の方に要望なりをやっていきたいとそうふうに思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最後にもう一つだけお尋ねします。

標準保険料率をかけて保険料が上がるとします。町長独自で今までのように独自措置をやる考えはありますか。ぜひやっていただきたいと思いますが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、誤解のないように個人的にはやりたいという思いがあっても、これは県の方の縛りがあるのであれば、その辺のところはきちりとお話をさせていただいて、やるべく方向になればその方に進んでいきたいとそうふうに思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程も言いましたが、国保法に照らせば運営主体者、責任者は市町村、鞍手町にありますから、鞍手町の町民の命と健康を守るという意味で、いきなり激減緩和措置があったとしても、それはいずれ何年かで終わるわけなので、そこも含めて考えていただきたい、町長独自で、町独自の減免制度なり、それとともに県にもぜひ要求していただきたいというふうに思います。これを要求して質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、8番議員 鯨坂省治君の質問を許可します

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

通告に従いまして質問いたします。

子どもの貧困対策について質問いたします。

就学援助とは経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する学用品代や給食費などの援

助、義務教育については憲法 26 条、教育基本法 4 条に基づいて授業料が無償になっており、教科書も無償で配布されるが、経済的な理由により就学が困難な児童生徒については、必要な援助を講じなければならないとされています。教育基本法 3 条 2 項では、国及び地方公共団体の学校教育法 25 条では市町村の義務が定められ、また就学困難な児童生徒に係る就学奨励についての国の援助に対する法律が、これは 1956 年に制定されております。

平成 26 年度の統計を見てみると、要保護及び準要保護児童生徒数は、就学援助対象人数は 149 万 5,485 人、これは対前年度比、25 年度より 1 万 9,030 人ほど減っておりますが、3 年連続対象者数は減少しております。

平成 26 年度就学援助率は 15.39% と非常に高く、対前年度比では 0.03 ポイント、これは 2 年連続減少していますが、減少はしていますが就学援助対象人数や就学援助率の主な減少要因は、児童生徒数全体の減少、経済状況の変化が上げられています。

日本は所得が低い人達の社会保険料や税の負担が大きく、にも関わらず子育ての負担を減らすための社会補償の給付が少ない。こうした社会補償のあり方を見直し、国が低所得者対策に本気で取り組まない限り子どもの貧困は解消されないのではないのでしょうか。

全国で 6 人に 1 人、鞍手町では 5 人に 1 人貧困の子どもがいます。子どもの貧困は虐待や不登校、非行など様々な問題に繋がるおそれがあります。貧困の連鎖を止めるために子どもの将来に大きな影響を与えるからこそ深刻化する前に支援の手を差し伸べるのが必要ではないのでしょうか。

文部科学省は本年 3 月 31 日に生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小中学生への入学準備金、就学援助を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出しました。

通知によると、入学準備金の単価は小学生で 1 人 4 万 6 0 0 円、中学生は 4 万 7,400 円となり前年度比で倍増しています。援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう交付要綱の一部を改正し、これまで児童または生徒としてきた入学準備金の交付対象に就学予定者を追加しました。これによって中学校への入学前のみならず小学校入学前の時期に支給できることになりました。

就学援助入学準備金の倍増についての考えを町長お願いします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

先程議員がおっしゃったように、平成 29 年度から生活保護の入学準備金給付額が増額されたことに伴い、国が示す要保護児童生徒援助金単価の内「新入学児童生徒学用品費等」のみが引き上げとなっております。鞍手町就学援助制度は、国庫補助単価に準拠して支給額を定めているため、平成 29 年度より新入学学用品費の支給額を小学校で 2 万 4 7 0 円から 4 万 6 0 0 円に、中学校で 2 万 3,550 円を 4 万 7,400 円に増額しております。

その他の就学援助費である、学用品費、校外活動費、通学用品費、給食費、修学旅行費についても、同補助金単価を基準に配分しているため現在のところ増額する考えはありません。

先程のご質問の早期支給の考え方はということでございますが、平成30年4月に鞍手町の小中学校に入学予定のお子様の保護者に対して、新入学学用品費の入学前支給を実施する方向で現在準備を進めております。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

先の質問までお答えいただきました。

まず小学生4万600円、中学生は4万7,400円も、これは倍増していますが、入学準備金として支給されますが、実際に中学校入学時には、小学校と違って制服、体操服、その他夏服、これが全部あります。私服というわけにはいきません。その中で制服、体操服、カバン代だけで大体6万円以上かかります。毎年子どもさんをお持ちの方なんかは多分負担になります。4万7,400円だと大体2万円ほど足りない状態になります。ここの幅を少しでも縮めていただいて、この先検討していただきたいと思います。

もう一つの早期支給については、今年の3月に私が答弁しました家庭の中で一応立替ということで7月支給だったのを3月に支給されれば助かるご家庭がたくさんいると思います。

入学前には制服がいりますので出費がかさみます。その時に、特に中学生は4万7,400円を支給されるのは大変喜ばしいことだと思います。

もう一度町長の方から、この支給額と実際にいる差額に対して中学生の援助のお考えをいただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私も教育においては金を注ぎ込まなくてはいけないというのは基本的なスタンスでございます。こういった貧困者に対する援助措置というのは当然のことながら社会福祉としてはあるべき姿ではないかと思っておりますので、ちょっとお金のことでありますので、私がここでやるという試算も出していませんし、言うことは不可能かと思えます。ただ、前向きに、教育にまつわることでありますので、あくまで予算についてはこちらの方で揉んでいきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

前向きな検討をよろしく願いいたします。

その中で入学準備金、就学援助の対象者の人数と、近年の増減が分かりましたらお願いし

ます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

昨年の実績でいきますと、対象者は小学生で163名、中学生で84名というふうになっています。金額につきましては、平成28年度の決算額で1,103万3,188円。中学校で888万3,098円というふうな実績額になっています。

今言われました比率については、データを持って来ておりませんが、年々準用保護の申請をされる、また支給をする家庭が増えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

国の統計とちょっと鞍手町は違うみたいで、国の統計では若干減っていますが鞍手町では少しずつ増えているということで、これから先もそういう対象者が多くなるということで、ぜひ、中学生は特に援助の方をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

鞍手町のホームページについてです。ホームページを作れば作るほどページは増える一方で、気づけばリンクもかなり複雑に、迷子になるサイトを作っていないかどうかということです。どんなに内容がよくてもナビゲーションしにくいサイトは、見たいページになかなかたどり着けなくなるので、町民の方からも中々見つからないということをよく聞きます。できるだけ分かりやすいナビゲーションを提供し、さくさく進めるサイトである必要があると思います。

先程の就学援助を鞍手町のホームページで調べてみると、義務教育の費用に困っている世帯に対し、所得の状況により学習用品、給食費などの援助を行います。該当すると思われる方は教育課、学校教育係までご連絡下さい。電話番号を記載で終わっています。プリントしてきたのですが、こういうふうに就学援助、たったこれだけです、説明文が。これでは対象者かどうか、どういう内容なのかちょっと分かりません、教育課に電話するしかない。調べようがないということです。

苧田町役場の場合は、就学援助制度は1ページ分あります。この中にリンクが貼ってあって、すぐ出てくるのです。入学前の説明案内、金額もちゃんと書いてあります。これは2ページにわたってあります。そしてこれは他の所ですが、申請用紙の書き方も載っています。これもすぐ同じところからとれるような格好になっています。

鞍手町を見てみますと、たったこれだけです。中々忙しい方が役場の方に2回も3回も足を運び申請書をもって、また帰って、また出て来る。これは受付の方も業務が多くなります。業務の簡素化、効率化という面でもう少しホームページの方を充実させたらいいのでは

ないかと私は思っております。

その中で、1つ目の質問として、ホームページの変更・更新はどのくらいの頻度で行っているのでしょうか。ご質問いたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは事務的なことでありますので、政策推進課長にまずは答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

ホームページの変更・更新につきましては、内容の多い少ないはありますが、ほぼ毎日、更新を行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

毎日更新を行っているということですが、ちょっとどこの更新か分かりません。

次に、ホームページを管理する総括担当はどの課が行い、運営更新はどのように行っているのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

ホームページの主幹課は政策推進課、政策係の方で行っています。

更新手続きについては、各所管の方からその変更の内容が政策係の方に届きまして、それに基づいて更新を行っているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

各課から上がってきたのを、一応ホームページを新しくリニューアルされたのは去年ということで内容も良くなって、見やすいのは見やすいのですが、行き止まりのところが多くて、なかなか各課のものが上がってきていないというのが実情であります。そのところを。

あともう一は、アクセス数は1日にどれくらいあるのか、月で大体どれくらいか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先にアクセス数の方からお答えいたします。

平成28年度、年間で5万3,806件、月に平均にしますと4万4,484件という件数になっております。

今ご指摘のございました検索したい情報について、なかなか思うところにたどり着かないと。特に様式等についてはそこにたどり着かないというご指摘だったと思います。確かに内容によっては、様式に届かないところがございます。一応様式については、各様式集というカテゴリーのところに集約して、まとめておくような形で今回は作っておりますが、ご指摘のように情報を探って行きながら、様式にたどり着かない、またそこに戻らなくてはいけないというご不便はあるかと思っております。

この点につきましては、今後内容の変更をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

1ヶ月で4万4千は、かなりのアクセス数があります。町民の方もスマホでホームページは見られます。それで最大限利用できるように、業務の効率化がそれで1つ上がります。町長にホームページをもっと町民に分かりやすく、詳しくする今後のお考えをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね。当然のことながらホームページというのは、今の現世においては大事な発信ツールでありますので、担当課ともう一度内部協議をいたしまして、見やすく、分かりやすくしたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で鯨坂省治君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日12日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 15時58分

平成29年鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号）						
平成29年 9月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 9月13日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 9月13日 午後2時45分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	4	宇田川 亮	5	竹内利一		

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長浦良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月13日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第43号 鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例
- 日程第2 議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第47号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第55号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第20 議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第73工区）
請負契約の締結
- 日程第21 議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第74工区）
請負契約の締結
- 日程第22 議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第75工区）
請負契約の締結

平成29年9月13日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第43号 鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

本条例案に関しましては、6月定例会の一般質問の折に質問議員との活発な意見交換の折に、町長はこの事業は福祉であるとの見解を主張されておられましたが、本日まであれからかなり時間が経過しております。その中で、まず町長の主張は変わっていないのか、変わっていないとすればこの条例案の所管は福祉、この事業は児童に対する福祉事業というふうになると思いますが、そのように理解してよろしいのでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

担当部所としては福祉人権課と認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

福祉人権課になるというお答えをいただきました。ということは福祉という考えは変わっていないというふうに判断してよろしいのですね。町長、そうすると児童福祉法に抵触するおそれがあるのではないですか。我々は法律の主旨を遵守し、条例を制定して事業を行う責任があります。さらに本町既存の条例に対しても遵守する義務があります。

そこで児童福祉法並びに鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の趣旨を鑑みたとき、全ての児童は福祉を正しく補償される権利を有する。ここを重視するというのは、これは児童福祉法の主旨です。また、こどもの格差是正が問題視されている中で、一部の児童に対してこういった事業が行われるということで、これはまず格差助長にも繋がるのではないかなという懸念があります。税の公平なる分配に対しても一部の児童に対し町税を投入する懸念が生じるということにもなるし、鞍手町保育所設置条例並びに鞍手町保育所の運営に関する規則、これに照らしても古月保育所を利用するという点に関しては、目的外使用の懸念があります。

法並びに各条例を精査して本条例案を議案として、町長あなたは提出したというふうなことから、町長はどのように判断してこの条例案を本議会に提出されたのか、その辺を分かり

やすく詳しく説明していただきたい。お願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、古月保育所に公の施設として、こども塾を設置して問題ないものかというご質問に対しましては、古月保育所は児童福祉法の規定に基づき福岡県へ届出をして設置しておるものでございます。保育所は保育を実施するための施設であるため、こども塾を設置するためには当該部分を保育所から除外する必要があるとございます。このため本案の承認をしていただいた際には、児童福祉施設の変更届出を福岡県へ提出する必要があるとございます。

そういったことで、児童福祉施設を除外して運用するというところでございます。以上です。

○6番 田中 二三輝君

町長がどのような判断をしたのですかとお尋ねしていますので、町長がどのように判断されて、このような条例案を提出されたのかというのをお尋ねしています。

○議長 星 正彦君

町長に申し上げますが、これは先程の田中議員の質問は児童福祉法等を含めて抵触しているのではないかと。税の公平分配、あるいは保育所の今の設置条例から鑑みて抵触しているのではないかとという質疑なのです。それに対して町長に答弁を求められていますので、町長答弁をお願いします。

しばらく休憩します。

休憩 13時08分

再開 13時12分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

それでは、先程の田中議員の質問に対して町長から答弁をしていただきます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

時間を割いてすみません。お答えいたします。

ご質問のとおり鞍手町の単独財源により実施する事業である限り、希望者全員に対して実施できることが最良であることはもちろんのこととあります。

しかしながら事業の内容、規模、実施方法等鞍手町の子育て世代を支援するため、鞍手町独自の制度として1から構築してきた事業であります。現在想定している事業内容が完成型であるとは決して言えないかと思えます。

そこで4年間という事業期間を区切り、随時見直しを行いながら鞍手町の子育て支援策として町民に支持を受ける事業となるよう、また鞍手町がより魅力ある町となるよう試行的に実施をいたしたいとそのような考えているところでございます。

なお、現在の定員設定は、人数ベースでは能力開発クラスA及びBについては各44人、

チャレンジクラスでは105人、合計193人を予定いたしております。

定員設定についても事業の費用対効果や利用希望者数等の今後の検証を見ながら見直しをしていく必要があるものとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

私は計画の中身がどうのこうのと聞いていないのです。児童福祉法の趣旨と現在ある条例に抵触しないというふうに判断した理由を聞いているのです。その辺を答えて下さい。

○議長 星 正彦君

執行部はしっかりと答弁してもらいたいと思います。

しばらく休憩します。

休憩 13時14分

再開 13時15分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員のおっしゃることはよく分かっていますが、執行部といたしましては抵触しないという方向で考えております。以上でございます。

○6番 田中 二三輝君

どういうふうに判断したかと聞いているのですから、その理由を言ってもらわないと、抵触していないから出ているのは分かりますよ。ですから、どういうことで抵触していないと判断したのかを答えてもらわないと納得できないでしょう。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

貧困連鎖の問題解決の一助になるとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君の質問はすでに3回になりましたが、会議規則第54条但し書きの規定によって特に発言を許可します、

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

ありがとうございます。3回というルールがございますが、続けて質問をさせていただきます。

町長、児童福祉法の趣旨と今の条例案に抵触しないということをどのようにご判断された

のかと聞いたのですが、先程課長がお答えいただいた古月保育所をこの条例案がとおったら福岡県の方に許可を求めますということ自身が、すでに条例に抵触して目的外使用なのでしょうこれは、今の段階では。そこは理解されていますか。これは目的外使用のなにものでもないですよ。いくら部屋が余っていようと。それに児童福祉法の趣旨というのは、保育が必要とする児童は全て平等に権利を与えられる、それが児童の逆に権利なのです。それを人数で制限するとは何事ですか。まして地方公共団体はその義務があると、児童福祉法の内容にすでに書かれていることでしょうか。そこを無視しての内容ですよ。

あなたがやっている若年層から外国語、特に英語とか外国の方と接する機会を設けて、そういうことに慣れていく、そういったことをやろうとしていることは、僕は素晴らしいことだと思います。だけど、わざわざこういう条例を作ってやらなくても今ある状況を精査したら、あなたがやろうとしている同じ内容のことを結果としてできる方法があるではないですか。ここで提案しているいいのですが、今日はそういう場でないので何も言いませんが、あなたはそういうことを考えて、全体を見てやっているのかどうかというのが非常に疑義がある。今、私の質問ですらきちんと答えられなかったら、一旦これお取り下げになって法の趣旨、そして各条例の内容等をもう一度精査されて、どうしてもこういう事業をしたいのでしたら、もう一度きちんと全ての条例を精査し、法律の主旨をもう一度きちんと精査して、かみ砕いて理解された上でご提案しなさいかですか。そうでないと、このまま、もしこれが委員会付託とかをされたら、付託された方の委員会は大変ですよ。提案者がしっかりした説明ができないような議案を付託された方はどう審査するのですか。

思い切ってこの議案をお取り下げしたらいかがですか。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議案として出しておりますので、委員会審査の中で揉んでいただければとそうのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私も今の質問とかぶるところもあるかもしれませんが、説明できないものを委員会で揉んで修正してくれということでしょうかね。なかなか先程の課長の答弁からしても、保育所設置法からも逸脱している。条例の中身自体もすでに第2条の1のところ、古月保育所敷地内と書いてあります。まずそこから古月保育所を削って、それから削ったところにこども塾を建設するだとか、それは例えば1つの問題です。他にもたくさんありますが、そういうものを一つ一つ見ても抵触するようところがたくさんあるわけです。

そこでまず明らかになっているのにそれでもまだ1回出したものは取り下げられないじゃ

なくて、きちんとみんなが納得して、全員の賛成を得られるような内容の条例案を提出していただきたいというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃることはよく理解しました。今ここでこれを提案するということはいささか。もう一度お時間をいただいてやらせていただけますか。

これは1回撤回をさせていただければと。議会の手続きがあるみたいですので、それに則って行いたいとそうのように思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

今、町長の答弁で一度取り下げてということですので、あと議会は正式に受けてということになると思いますので、次の議案に進んでいいでしょうか。

しばらく休憩します。

休憩 13時24分

再開 14時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

平成29年第4回鞍手町議会定例会の議題として提出した議案の撤回について執行部から申し出があります。

議案第43号 鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例。

議案第47号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

この撤回に賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって撤回の申し入れを可決しました。

しばらく休憩します。

休憩 14時26分

再開 14時44分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

これで本日の会議は終わりました。

本日はこれで散会します。

散会 14時45分

平成29年鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号）						
平成29年 9月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 9月14日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 9月14日 午後3時33分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月14日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第55号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第18 議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第73工区)
請負契約の締結
- 日程第19 議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第74工区)
請負契約の締結
- 日程第20 議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第75工区)
請負契約の締結
- 日程第21 議案第65号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)

追加日程第1 地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会設置

平成29年9月14日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程に入ります前に議会に対しましてお詫びを申し上げます。

この度、議案第43号 鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例案の審議にあたりまして十分な説明責任を果たすことができず撤回に至りました。

このこと、また議案第43号の撤回に伴い関連して議案第47号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）も合わせて撤回することになりましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

さらに本9月の定例議会の運営におきまして、日程変更までしていただき、議長さんを始め各議員さんの皆様に多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことに、心より重ねてお詫びを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

○議長 星 正彦君

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。
質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

附属機関設置条例の一部を改正ということで、鞍手町空き家対策流通促進協議会を新たに立ち上げるということですが、このメンバー、そして中身についてどういうふうな協議をしていくのかというのを詳しく教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず設置協議会の立ち上げの目的についてご説明いたします。

いま全国的にも空き家対策が課題となっています。定住促進による人口増加と地域の活性化を図るために、空き家対策のうち、特に空き家の利活用に着目して相談体制や流通促進等の手段や方法について整備するため、国土交通省の補助事業に取り組むことといたしました。

これに伴いまして、この附属機関を新たに設置するものであります。この附属機関の構成ですが9名以内としております。

まず不動産及び建築に関する専門的知識を有する方々ということで、宅建協会、それから建築技術者を想定しております。それから学識経験者といたしまして、建築学部若しくはデザイン学部等がある大学の先生を想定しております。それと学識経験者として司法書士さんを今想定しております。そして金融機関の方からも委員として出席していただくことを検討しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

具体的にどういうふうな利活用といたしますか、どこがどういうふうに調査して、その問題が上がってきて、ここはこういうふうに活用しようだとかというのはどういう手順になっているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今回のこの事業につきましては、先程も少し申し上げましたが、国土交通省の先駆的空き家対策モデル事業というのに取り組むようにしております。

これはどういうものかと申しますと、先駆的空き家対策モデル事業についてご説明をさせていただきます。

平成27年5月に施行されました空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行後、空き家対策の具体的な参考事例が十分でないことから、国土交通省が空き家対策の一層の促進を図るため官民が協力して取り組む事業等について先駆的に実施される取り組みを支援し、その成果を全国展開へ図ることがこの事業の目的とされています。

具体的には、本町が取り組む内容としましては、いま町内には220ぐらいの利活用ができる空き家がございます。空き家がございますが、これを更に魅力ある、今のままではなかなか空き家として流通しないところを、クリエイター等によって、このクリエイターには大学、クリエイターさん等が携わっていただきまして、魅力ある空き家の物件に変えていくと。そこに携わる、今度は改築するためには事業者さんがいらっしゃいます。

それからオーナーさんが、空き家の持ち主さんが、これを改築するには資金的なところも必要になります。そういうところの取り組みをマッチングするような仕組みづくりがこの協議会の目的となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それで委員を9名以内としていますが、主には不動産、建築関係、学識経験者等というふうな説明でしたが、例えば、町から誰が入るだとか、またいつものようにと言ったら申し訳ないのですが区長会代表だとか、いろいろな町民の代表、公募等もあると思いますが、その

辺はどういうふうに考えていますか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

その他の委員としましては、町からは副町長を想定させていただいております。それから公募委員ということのご質問があったと思いますが、今回この空き家対策モデル事業の協議会につきましては、専門分野の部分が多いので公募委員は想定はしておりません。それから区長さんのところですが、そこも想定しておりません。これには入っておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、端的に言うとゴミ袋の値下げということで出されています。まずその経過等について、10円という額について、どうしてそういうふうに決まったのかも含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

正副組合長会議におきまして、課長会においてゴミ袋の値下げの検討を行いなさいということで申し出がありましたので、課長会におきまして初めに近隣市町村のゴミ袋料金及び値下げ額を10円、20円の値下げ2件につきまして検討をいたしました。

検討する中で各市町村においてどのくらいの減収額が発生するかを基に検討いたしました。また平成19年8月、宮若市一般廃棄物処理運営協議会より、市長へゴミ袋価格を10円値下げするよう具申があったことを踏まえ、10円値下げすることと意志統一を行いました。

次に、10円値下げする元の料金を80円にするのか、現在の77.8円にするのかを検討を行いました。

課長会においては80円から10円を値下げして70円と消費税としましたが、正副組合長会議におきまして、現在の消費税込84円から10円値下げした消費税込の74円とすることとなりましたので、今回議案として提出しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私はこのことを何回も以前から質問させていただいていました。ようやく値下げになったということについてはよかったなというふうには思います。

ただ、これも以前から町長には申し上げていましたけれども、その時も宮若市から答申が出たというのもありましたが、10円値下げされても実感が湧かないから、最低でも半分にはしないと、この高すぎるゴミ袋料金、ずっと町民の方から不満が出ていますし、町外の方がこっちに来られても何で鞍手町はこんなに高いのですかというようなことも言われます。ですから、町長は正副組合長会議の中でどういうふうな発言、それから他の組合長等はどういうふうな発言をされて来たのか、町長がどういう頑張りをやったのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私が4年前に町長をさせていただいて、正副組合長に入らせていただいて、最初の頃は新人で先輩の首長さんが2人おられる中で、私も昔の議員当時からずっとゴミ袋が高いということをおもっておりますということの中では話をしておりました。

ただ、私も町長をさせていただいて1回目、2回目、3回目と役員会、議会に出席をさせていただいた経緯において、やはり大牟田の処理場の35年問題、そういった問題とか、RDFをどこに作った物を持っていけばいいのかとか、そういういろいろな諸々の経緯が分かってまいりますと、やっぱりいろいろな問題が山積しているのだなという思いでありますし、また宮若市1市2町でやっている室木の向こうにあります組合処理場ですね。あそこもなかなか宮若市の有吉市長さんの話、小竹の松尾町長さんの話等を聞きますと、あそこもあまり長居はできないというような話しも伺っております。またどこかの別の場所に建替えなければいけないのではないかという、そういう問題もあるのですよということも伺いました。そういう将来的なことを鑑みますと、やはりまたお金が掛かるのではないかという、そういう先輩の2人の首長さんの話を聞きまして、私もそうなのだなという思いで、やはり私としては何とか10円でも20円でも下げたい思いはあるのですが、知れば知るほど先行きいろいろなことがあるのだなということ鑑みますと、先輩皆さん方2人を前にしてあまりものが

言えない、向こうの方が先輩であり、いろいろなことが詳しいのでありますので、いろいろなことがあるという状況下でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長はゴミ袋を私も下げなくてはいけないと思うからとずっと言ってきていますというふうな経過をずっとお聞きはしていましたが、先程35年問題だとかを言われましたが、償還ももう終わったのかな。それで返すお金が返さなくてよくなったということで、その分を使って大幅にゴミ袋料金を下げることができるのではないかという、私は何度も言ってきたと思いますが、その点についての話だとか、何で10円なのか、その10円下げるのであればそれこそ宮若市で具申が出た時にすぐ協議して下げればよかったです。答申が出て何年も経ってようやく下がったのが10円というのがどうしても納得がいかないのです。その点、額についてどういうふうを考えているのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

大牟田の施設に関しましても最終的には建物が残るということで、あれの処分費でもかなりのお金が掛かるという試算が、最近そういった数字も出ておまして、そういったことを我々運営する側からすると、また次にお金が掛かる、その時にまた値上げというもの、そういったことも鑑みまして、まずはこの金額でということに協議をさせていただきました。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

水道料金が10%ほど上がっています。この10%上げるについての詳細と理由をお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

10%の改定の根拠ということで、第5次鞍手町総合計画鞍手町人口ビジョン将来計画の仮定値Eを基に、毎年の建設工事費を5千万で試算しております。

まず3つのパターンで試算しました。値下げをしない場合、このままでいきますと平成36年度までしか財政がもちません。改定率5%で試算した場合は、平成41年度までしか経営がもちません。

また、この内容としましては、平成35年度まで過年度損益留保資金で補填し、36年度からは未処分利益剰余金で補填しながら平成41年度までしか運営できず、平成53年度までの起債の償還があり、返済が不可能と判断しました。

3番目の改定率10%で試算した場合は、平成30年度以降から40年度までの間で約平均900万程度の黒字が出ますと予想されましたので、この3の10%の改定を利用しました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

根拠は分かりました。ただ提案説明では水道水質改善検討委員会の答申に基づきということだけでした。この10%の根拠は分かりましたが、10%といっても13ミリのところだけ10%で、あとも全部10%なんですか。なぜこういうふうにしたのか、その内訳を教えてください。額で言ったら大分変わってきます。13ミリでは100円上がり、75ミリで言えば千なんぼ上がるのですか。そういうふう to 上げ幅を変えたというのを、どういう経緯でそういうふうになったのか教えてください。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

一律10%の上げ幅にしています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

今回繰越にされていますが、この繰越の理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

一般質問でも答弁させていただきましたが、くらて病院の立替えに伴う基本設計につきましては、昨年の11月11日の国のヒヤリングの段階で承認を受けておりましたが、その時点ではくらて病院整備基本構想の策定がまだできておりませんでした。

この基本構想を本年2月に作成いたしました。その時点では実施計画の着手につきましては、総務省の了承が得られておらず、最終的に実施計画の着手について了承を得たのが、県が総務省のヒヤリングを受けました本年5月24日の時点でした。そのような状況に加えまして、5月31日に鞍手役場の庁舎等の建替えに伴う庁舎等建設検討委員会が設置されまして、庁舎等の建替えについて本格的な検討が始まりましたが、その庁舎等の建替え候補地につきましては、くらて病院の移転候補地である町立野球場内に隣接して建てる案があったことから、同じ敷地内であれば交通の利便性や利用者の効率性を考慮した場合、病院のゾーニング等にも制約を受けることも考えられましたことから、庁舎等の建替え候補地の検討結果を待っていたという状況がございます。

そういう状況で全体的に作業が遅れたことによりまして、このくらて病院に貸付金及び負担金が年度内に終わることができないということでの繰越明許の設定をさせていただくものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

事情は聞きました。ただスケジュールでは平成29年度中に実施設計と開発申請、平成30年度から造成工事に取りかかるようになっていりましたが、この前の一般質問でもありましたが、私は新聞情報ですが、新しい理事長さんはお医者さんが辞めて、常勤の医師を確保するのが厳しいという意見が新聞に載っていました。

そのことから、新病院の建設というのはできるのですか。その辺をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

現在、新聞の情報では医師6名が3月、年度末には退職されるという状況。現在は新理事

長さんが新たな医師を捜されている状況というのがございますので、現在ではこの病院の建設につきましては、基本的にはまだなくなるということではないというふうに判断しております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の質問にも関連するのですが、いまはっきり確定したわけではないのですが、内科の常勤医師の方が6名お辞めになるというふうにはっきり表明をされていますので、来年3月以降、診療体制そのものがどうなるかも分かりませんし、ここで繰越明許になった理由は先程聞きましたが、その他にも診療体制が整わなければ整備基本構想どおりの収支計画だとか、返済計画の滞る可能性も高くなります。そういった意味からして、やはりここを繰越明許にただけでなく、やはり病院の診療体制、その他が整わない限りは実施設計を行わないという、これは病院側のことにもなると思いますので、これを執行するのは凍結する必要があるのではないかなというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まだ今の病院の状況ですと、不確定要素は多々あるとは思いますが。今岡崎議員がおっしゃったように、今後の経営がどうなるかということも、確かに6名の医師が退職されれば経営は悪化されるということは当然想定されるところでございます。

ただし、逆に6名の医師が確保されるということであるならば、これは当然この病院の建替えは進められるものだと思っております。

いまおっしゃいますように、かなり元々がタイトなスケジュールではございます。早急な病院の医師の確保が明らかになるのであれば、いま現在では、この事業は進めていくものだとは思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ですから次年度に一応は繰越すようになっていますが、病院の体制が整って、この整備基本構想どおりに今後も病院の運営がはっきりいけるということが分からないままに、現状の計画どおり基本設計なり自主設計をしていくということは、病院は作ったが中身が整わないという可能性もあります。そういった意味で、やはり中身がきちんと整ってからではないとできないのではないかなというのが私の考えです。ですから、そこは執行を一応見送ると、凍結しておくということが、はっきり病院の経営が安定するということが分かるまでは凍結する必要があるのではないかなという質問です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

病院におきましては、皆さん方にはご心配をおかけしております。ただ私としましては何とか、八代先生が私の所に来られて、来年の春で定年だからということでおっしゃっていました。

それはいいとして、残りの5人の先生方については、私は正直言いましてお会いもしていませんし、今後しっかりとお話をさせていただいて、そして鞍手町の医療のためにご尽力願いたいというお願いを今まさにやろうとしているところでございます。

病院の建替えにおきましては、当然のことながら、あそこは耐震化になっていないということを含みますと、先に進めていかなければいけないのではないかとということでこれを上げさせていただいた次第でございます。ご理解の程よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私もここを本当に心配しているのですが、医師が辞めた後で悪化するのではなく、今すでに患者さんを他の医院に紹介している状況もあるのです。内科医師がいなくなったら今の透析の患者さんは全部他のところに、今すでに移している、紹介しているような状況です。一度紹介すればその患者さんは戻って来ませんよ。とすれば、すでに今から、9月から経営は悪化の方向に向かっていっているのではないかなというふうに思います。

そういう状況を国の方が、新聞でも報道されていますが、やはり分かれば、今後の過疎債、病院事業債等も、国の方はそういう状況で起債が起こせるのかどうかというのもありますし、そこは早急に病院の健全運営に着手しないと、いまここで繰越明許で、いきなり実施設計をやってということをやっても、本当に、先程の質問議員が言いましたように箱物だけになってしまうのではないかとというふうに思いますが、この点についてはどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の言われることは本当に私もごもつともだとそのように認識をいたしております。いくら町として先に進めたいという思いがあっても、国の方がお金を出して、過疎債や起債、いろいろな面において出していただけなければ合い叶わないということになるかと思えます。

ですが、私としては、先だってからずっと河野理事長先生とも話をさせていただいて、お医者さんの確保もよろしく願いますということで行っております。河野先生ともあれ以

来連絡を何度かしたのですが、なかなかお忙しい身で、話し合いもお会いもすることができておりません。今日も連絡を入れさせてもらって、今日は何とかという具合にはなりそうですが、とにかく私としては全力投球でやっていきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第52号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第52号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

144頁と142頁ですが、私立保育所費が1億8,700万円、公立保育所が1億1,300万円決算として上がっています。ここ大体7千万強の差があるのですが、一般的に考えると公立保育所の方が予算的に掛かるのではないかなど。人件費等の兼ね合いもあって掛かるのではないかなどという気がするのですが、7千万程の開きがある理由はなんだったのか、公立と私立の園児というか、子どもさん達の数がどれぐらい違うのかも含めてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、鞍手のあゆみ保育園とのぞみ保育園の合計が2, 246です。公立が延べで1, 876名となっております。これで基本的な差のものと考えております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

144頁の私立保育所の下に、保育対策総合支援事業費補助金200万円とあります。これはどういうものなのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

これにつきましては。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時40分

再開 13時43分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

今、質問された岡崎邦博君の方から決算特別委員会での確に回答していただければいいということですのでよろしくお願いします。

他にありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

90頁に寄附金として200万円程執行されています。これはどこに対する寄附金かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

平成28年4月に発生いたしました熊本地震に対して、寄附金として200万円出しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

監査員の報告書からお尋ねしたいと思います。2頁になりますが、徳島町長になられてからここ計上収支比率が10ポイントほど上がっています。これはご承知のとおり財政状況を硬直化した数値として用いられていますが、10ポイントというのは非常に高い上昇率だと思っておりますが、この主な原因は何ですか。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時47分

再開 13時48分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

大きな要因につきましては、決算統計上の支出の分類には経常経費部分と臨時的経費で分類するようになっておりますが、10%上がった大きな要因としましては、病院に対する繰出金、例年、正確ではありませんが概ね3億ほどございます。この3億の内、今までは半分が経常経費、半分が臨時的経費ということで整理をさせていただいておりました。これにつきましては、県の方からいろいろアドバイスもありまして、これは本来は全部経常的経費に分類されることによりまして、この数字が悪化したということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それは何年度から経常経費に全てをするようにしたのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

すみません、細かい数字は資料がありませんので。数字としてこの表から判断しますと、悪化したのは25から26につきましては、大きく悪化していますのでこの辺りだと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

その後もずっと上がり続けています。28年度は95.50%ということで、かなり硬直化が進んでいるというふうに思います。この経常収支を上げる要因としては、さまざまあると思いますが、やはり単費として経常的に繰出していかないといけないものがカウントされているのではないかなというふうに私自身は思いますが。そういったことはないですか。

もう一つ、今回債務負担行為として、こども塾の分が3千万円ほど撤回ということでもなくなりましたが、債務負担行為が多くなるということも経常収支比率を上げる要因にはならないのか、この2つについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず債務負担行為を設定することによって、経常収支比率が悪化するということはございません。年々少しずつ上がってきているという要因は、正確に分析はできておりませんが、経常収支比率につきましては、そこに用語解説がございますように、財政構造の弾力性を判断すると。要は硬直化しているということは、決まったお金の支出が高くなっている、逆に言うと投資的経費の割合が少なくなっているというところがございますので、これはあくまで割合の問題ですので、投資的経費が仮に経常的経費がそのままであったとしても、投資的経費が増えることによってこの率は下がってまいりますので、一概にここは経常経費が確かに硬直化しているのは間違いございませんが、一概に額が増えているとか、そういうことではないと判断されます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次のところにいきます。一般会計の4頁です。ここ一時借入金等の動態表というのがあります。昨年までは一時借入金ということで、基金の繰替運用については起債がされていませんでしたが、28年度の決算からは基金の繰替運用まで起債をいただいています。これを見ますと21億程が一時借入又は基金の繰替運用をされているわけですね。ということは、先程のことと関連しますが、投資的経費をするほどの予算上、財政上の余裕がないというふうにも見られるのではないかなど。一時借入が起こること自体が、最低現金が逼迫して、不足して一時借入を一時的に起こすわけですから、財政上は厳しい状況を反映しているのではないかなどというふうには私は理解するのですが。となれば、なかなか投資的経費も取ることができなくて投資ができないと。そうしますと、最終的に経常経費の比率が高くなって、先程言うような経常収支比率が高くなるという財政状況にあるのではないかなどというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

一時借入金はあくまでもこの現金、支出に対しまして現金が不足するために一時借入を行うということでありますので、先程の全体的な経常経費とか投資的経費はあくまでも、今度は事業費だったり予算だったりしますので、そこは必ずしもこの一時借入が増えているからそこが悪化しているのではないかということは一概には言えないと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ただ、この一時借入を見ますと、28年の8月に2億7千万、28年の11月に5億と、

一時借入とはいいいながら3月31日までの借入なんですね。ですから、ここはずっと年度いっぱい借りているということですから、その一時的にショートしていると言うよりも基本的に不足しているのではないかなと。これを解消するためにオーバーナイトローンというのかどうかは分かりませんが、3月31日に直鞍農協から6億を借りて解消し、また4月1日に基金の繰替えてまた7億7千万ほど借りて、最後の出納閉鎖の5月31日まで借りているわけですね。その後、29年度はどうなっているかは後ほどお尋ねしますが、財政的に非常に厳しい運営状況を反映されているのではないかなという気がします、財政当局の課長にずっと答弁もいただいています、町長はどうお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

2頁の財政力指数をご覧いただいたら分かるかと思います。私が就任した時は0.43だったのですが、これは一般質問の中でも申したと思いますが、1以上になれば独立独歩で自治体がやっていけますよということになります。指数的には。

今議員さんが言われているところは、先程課長が答弁いたしました、私はこの町といたしましては、この財政力指数を見ていただいて分かりますように、0.46と0.03ポイント28年度では上昇いたしております。ということは、その分体力が、言うなれば交付税に対して体力がついてきているというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

最後になりますが、町長は財政力指数のことを言われますが、いくら財政力指数がよくても経常収支比率というのは、先程課長も言いましたように財政そのものが硬直化している、要するに経常支出が多くなっているわけですよ。だからいろいろな投資をしようと思ってもしにくくなっているのです。それは財政的には厳しくなっている。いくら力がついても財政的には厳しくなっているというのが、この経常収支比率から表れているのではないかなということです。ですから、いくらお金が入っても無駄にどんどんお金を使っていけばこの指数は厳しくなっていくのです。

とりあえず町の企業等も努力して、町税も1億数千万ほど増えていますし、確かに財政力指数は上がっているでしょう。しかしこれから先、経常的に使っていないといけないものがどんどん増えて、投資的経費をとる余裕がなくなれば鞍手町の財政状況は厳しくなるのですから、財政力指数と経常収支比率とを照らし合わせながら判断するというのは少し違うのではないかなという気がします、いかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

岡崎議員が申されましたように、この財政の判断する指標についてはいろいろな側面からその財政状況を判断する指数がございますので、これは財政力指数ですとか経常収支比率、また借金である実質公債費比率等、いろいろな側面からこの本来改善すべき数字に向けて財政は取組んでいくべきだと思います。これはいろいろな指数を見ながら健全な財政運営を行っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっております議案第53号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 13時58分

再開 14時15分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは報告をいたします。

委員長に久保田正之議員。

副委員長に田中二三輝議員。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第10 議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第54号は民生産業委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第55号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第55号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

調定額が2,352万6,446円、これに対し収入済額が55万160円ということで、それぞれの内訳を教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、歳出側につきましては6名の方の歳入金額となっております。総額歳入は55万212円となっております。

なお、52円につきましては、前年度からの繰越で52円が入っているところでございます。回収金につきましては、元金回収金で46万3,486円、利子回収金につきましては、8万6,674円、合計55万160円となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

回収した分は6件で55万円程ということは分かるのですが、あと調定額の方についての内訳を教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

貸付につきまして、調定額が2,352万6,446円でございます。

貸付金額の個々の分といたしまして1人目が185万3,460円、もう一人は、住宅取得と住宅新築資金の2つございまして、取得資金が381万4,800円。住宅新築資金といたしまして699万3千円。次の方が住宅新築資金699万3千円。次の方は、住宅新築資金が699万3千円、宅地取得資金といたしまして381万4,800円です。次の方が住宅新築資金699万3千円、宅地取得資金といたしまして381万4,800円。

すみません、貸付の元を言いました。滞納分の調定額といたしまして最初から申し上げます。

1人目が106万3,373円。次の方が195万5,648円、同じ方が403万9,820円。次の方が81万2,102円。次の方が566万4,800円、同じ方で306万6,172円。続きまして別の方ですが、228万4,380円、同じ方で76万2,960円。これも同じ方で161万8,932円。もう一人が225万8,259円、合計が2,352万6,446円でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

収入済額も6人の方が返済されているということでもいいのですか。今の調定額でまだ滞納が残っている方も人数で言えば6人ということでもいいのですか。ということは、それぞれ全額額は別としましても、それぞれ全員が返しているということでもいいのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

おっしゃるとおり、額は違いますが納付されている状況でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は総務文教委員会に付託することに決定しま

した。

次に、日程第17 議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

27年度に比べて28年度の純利益が増えています。それに伴い収支比率も改善されているということになっていますが、その主な要因等を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

今回、増収の要因としましては、給水水量の増加と大口の商業施設の加入金等が増えたためでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、大口の加入金が増えたということで、それが昨年の純利益よりも大幅に上回ったということですか。給水人口自体は減っていると思いますが、しかし給水水量自体は増えているということで、今後もずっと増えていくということで考えてもよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

昨年は企業としても大口の企業さんが創業されて、実質1年間フルに使っていただきましたので、その分の水量が増加しております。今後はこのペースでいくと思います。人口自体は減りますが、このまま上がり続けることは考えづらいと思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

しかし、工場自体は大口ですから給水水量自体も大きなものだというふうに思います。人口がどのくらい減るのか、でも増やす予定で町長も頑張っているということで言えば、いま下げ止まりでV字回復に移行しようかというところで考えれば、こういうときだけ人口が減って水量も減ってというふうには考えるべきではないのではないかというふうに思います。先程の議案の中で水道料金を値上げし、改定するということになってはいますが、そこはぜひ考えていただきたい。見通しとして先程のお話で平成36年度までに上げない場合はそこまでしかありませんよというようなお話でしたが、今後、インターの近くに、水道を使うかどうか分かりませんが、開発も進んでいます。そういった大口も増える見通しもある中で、水

道料金の改定というのも今後は、決算を見る限りではちょっと見直していただきたいというふうに思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

先だってからずっと私も水道に関しましては、私が町長をさせていただきましてからずっと収支をみております。今後も鞍手町の受給状況、いろいろなことを鑑みますと、僕はまだまだ増えるのではないかなと予測はいたしております。

北九州市と広域連携という提携をやっておりまして、北九州を入れて近隣の17市町で連携協定というのをやっているのですが、政府の方の考えは、要は政令都市のみだけよくなるということは駄目だよと。その政令都市に付随している、近隣の市町村もひっくるめてしっかりと連携を取りながら発展の道を望んでいるというのが政府の見解でございます。いま北九州市ともいろいろと協議をいたしております。将来的にはどちらが町民のために水道料金を安くできるのかということも鑑みながら、北九州市さんとも話をさせていただいているような状況でございます。これが上手くいけばおそらく、北九州市は逆に水が余っているような状況だということをお伺いしていますので、それがもしパイプライン等で上手くなれば経費の削減もできるのではないかとそのようなことも考えてやっているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区分管渠築造工事(第73工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

資料の地図ですが、工事箇所についてお伺いします。

おそらく産業道路と村内の中だと思っておりますが、村内に飛んでいる理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

一部池の横でございまして、縦断的に推進工事をしなくては管路が乗らないために一部推進工事に変えました。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そうしますと、このトンネル部分と今回の本管の部分というのが繋がる工事というふうに理解していいのですか。それとも池の脇の部分だけというのは、何らかの形の先行してないと工事が上手く進まないから、これだけ先にするというふうに考えるのですか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

この部分だけ横断水路になりますので、地下を工事しますので、この部分だけ推進工事で、残りの部分は開削で接続します。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第74工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第75工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第65号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第21 議案第65号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算第3号につきまして提案説明を申し上げます。

本補正予算の主なものは、歳出では、2款総務費において庁舎等建替えの移転候補地となる中央公民館周辺の測量業務委託料及び移転候補地内にある小牧墓所の改装のための業務委託料を追加するほか、国土交通省の補助事業の先駆的空き家対策モデル事業の関係事業費などを追加しております。

3款 民生費においては、平成28年度分の簡素な給付措置・年金生活者等支援臨時福祉給付事業費に係る国庫支出金の余剰分の返還金などを追加しております。

8款 土木費においては、橋梁維持管理事業の工事請負費において当初予算時の積算誤りが判明したことから、再見積りに伴う追加補正などを行っております。

10款 教育費では、剣南小学校及び剣北小学校の屋上防水工事で工法の変更に伴う予算の追加などを行っております。

一方、歳入では10款 地方交付税のうち普通交付税の決定により追加補正するほか、事業費予算の増減に伴う14款 国庫支出金及び15款 県支出金の増減補正を、さらに19款 繰越金については、平成28年度決算に伴う本年度への繰越金の確定により追加補正しております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ8,983万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ73億3,759万2千円としております。

以上が、日程第21 議案第65号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の18頁をお開き下さい。

1 款 議会費及び2 款 総務費について、1 8 頁から2 7 頁まで質疑はありませんか。
宇田川亮君。

○4 番 宇田川 亮君

2 3 頁、先ほど附属機関設置条例のところでも少しお伺いしましたが、委託料で先駆的空き家対策モデル事業委託料というふうになっています。

これについては、どういった所にどういう委託をやるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この委託料につきましては、業務内容といたしましては空き家流通マニュアルの素案作り、それから空き家問題の課題についての考察、全国の空き家流通の事例等の収集、そして空き家の相談体制及びクリエイターバンクなどの構築の素案の作成などの業務を委託するという事で、プロポーザル方式で業者を選定したいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4 番 宇田川 亮君

それを先に委託で流通マニュアル等を作っていていただいて、それを先程言ってます協議会で審議するという形になるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず、この委託業者を先に選考いたしまして、その提案とともにこの協議会の方でいろいろご意見をいただきながら最終的に素案を作成するという進め方を考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4 番 宇田川 亮君

それでこういったマニュアルを揉んでもらってできましたと。それからやっと空き家の活用をやっていくということになっていくのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今回のこの国土交通省の補助事業である先駆的空き家対策モデル事業につきましては、これは全くのソフト事業でございます。

ハード事業に予算はできませんので、あくまでもこれは仕組みづくりのところになっております。そして本年度中にこの仕組みづくりを作って来年度以降、この仕組みに沿っている

いろな空き家の利活用、部屋のクリエイターによる改修、魅力ある空き家にして、それを流通するような流れを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

同じ23頁の庁舎等建設費のことですが、25頁まで係ってくるのですが、委託料で設計測量委託料、業務委託料等それぞれ410万、400万というふうに上がっていますが、これはどこをどういうふうに測量するとかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

設計測量委託料の410万につきましては、庁舎等建設の候補地が中央公民館北側を今のところ候補地と予定しております。その関係におきまして文化体育総合施設内の現況測量を実施するために設計測量委託料を上げております。

業務委託料の400万につきましては、その候補地の中に墓所が存在しております。その中で墓所の移転費用の概算の費用を出すための墓石調査を行ってもらうことと、所有者に個別に説明していただきまして、合意契約交渉までしてもらうような業務委託料として400万上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一応まだ候補地というふうに言われましたが、これはまた庁舎等建設委員会、正式名称を忘れてましたが、そこでもまだ候補地の段階だというふうに思うのですが、これは決定してから測量を行うのか、それとも先に測量して、その後に決定するのかどちらなのでしょう。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

庁舎等の建設の検討委員会は次回を一応9月末か10月の上旬と考えております。その時に候補地としての答申をいただく方向に今のところはなっています。答申をいただいた後に、今回上げております委託料関係を執行していきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、28頁から37頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

31頁、先程提案説明でもありました簡素な給付措置年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費のところ、この中身について何件、どのくらいとかというのが分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

ここにつきましては、年金生活者等の福祉給付金事業での高齢者給付と障害者遺族年金給付向け給付金が2,742万円。臨時給付金経済対策分といたしまして9万3千円、その臨時給付金事業費が50万2千円と、その事業費が13万円となっております。

その1人あたりの高齢者向けの給付金につきましては3万円で行いました。その支給決定者の人数は1,982名で行いました。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この返還金との関係はどういうふうにかえたらいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

返還金につきましては、先程申しました高齢者向けの臨時給付金につきましては、平成28年3月からの給付であったことから、28年度へ明許繰越としております。このことから補正することができなかったことが主な要因となっております。

当初この対象者を3千人と見込んでおりましたが、実際の支給額は1,982名であったということが主な要因でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

当初3千人を見込んであって、実際支給するのは1,982人という、その対象者自体が見込よりも少なかったのか、それとも貰えていない方が、もしかしているのか、どちらなのでしょう。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

今申し上げたのは簡素な給付金の対象が、当初予算が3,700名のところが3,069名でありました。その他に障害遺族年金が当初予算が260人と実質が。すみません。なぜ減ったのかというご質問に対して高齢者向けの対象人数の把握のため、当初見込んでいたの

が電算改修の対応が間に合わずに、エクセルデータベースで対応しました。その結果2,500名程度が見込まれておりましたが、その見込み漏れが生じるおそれがございましたので、明許繰越では補正対応が必要なため3千人と見込んだものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

当初の見込みが3千人と先程言われたのですよ。給付が1,982人と言われましたね。私が聞いたのは元々の見込み違いなのか、もらえていない人が出ているのかというのを聞いているのです。もらう対象者であっても、もらえていない方がいるのかなということですよ。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

見込みが過大であったということでございます。

先程申しましたとおり、明許繰越のために補正対応ができないため、多く見込んだことから、見込み誤りになってしまったという状況でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今のところですが、見込み違いだったというようなことですが、これは支給の対象になった方でも、実はもらい損ねて、それで返還になってしまったという方がいるかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

その数については把握はできておりませんが、対応としまして給付の期間を延長して対応してまいりました。8月締めのところを12月までの締めとして期間を延長して受け付けることをしております。そして、まだ来ていない方につきましては、再度の通知を差し上げて、手続きをしていただけるようお願いしています。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時58分

再開 14時15分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の質問に対して福祉人権課長から答弁をさせます。

○福祉人権課長 石井 通稔君

遅れまして申し訳ございませんでした。

町といたしましては、期間を延長して申請の受付行っておりますので、先程の数字が申請件数と考えております。これにつきましては、本人の申し出によって申請されるべきものがありますから、漏れはないというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

課長、先程の質問は給付金の対象者になっている方がもらっていない人もおられるのではないかと質問ですよ。今の質問ではないと思います。

そこだけ答えればいいではないですか。おられるわけでしょう。

○福祉人権課長 石井 通稔君

申請をされていないということは、もらっていないというふうに考えておられるようですが、町といたしましては申請がない以上はもらっていない方がおられないというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

分かりました。

29頁、国民健康保険特別会計の繰出金が1,240万円ほど上がっていますが、これは法定外の繰出になっているのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今回の繰出金につきましては、法定繰出金が332万6千円、法定外繰出金が912万8千円となっております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

33頁、保育所費公立分の委託料、町有財産確定の測量委託料というものが出ていますが、これがどこに当たるのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

この町有財産確定測量委託料につきましては、西川第1保育所の敷地の買収未登記部分が分かったことから確定測量をいたすこととしております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

室木方面にある敷地の一部が買収漏れということですか。それとも、これから売るから測量するのか、その辺をもう一度教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

昭和50年代にすでに買収済みでございました。この時に買収用地が未登記であったということが判明いたしました。ここで判明したものですから用地を確定測量して文筆登記を行うものとしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

31頁の自動車改造助成費と自動車運転免許取得助成費、これの説明をしていただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず自動車改造助成費につきましてお答えいたします。

当該事業におきまして、当年度当初1件の申請を見込んでおりましたが、すでに1件の申請がございまして、それに対応しているものでございます。

自動車運転免許取得費につきましては、当初1件の申請を見込んでおりましたが、既に1件の申請がありましたので、今後の申請に対応するものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

件数とかも必要ですが、どういう内容でやっているのかというところを聞きたいので教えて下さいということです。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

すみませんでした。

まず自動車改造費につきましては、その方のケースによって違いますが、手が不自由な方についてはハンドルを片手で回せるようなものとか、そういったものでございます。

そういう方々が自動車の運転免許を取得する際に助成するものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

35頁の災害救助費、罹災者救助寝具費、見舞金等が出ていますが、これはどこにどういふふうに出すの予定なのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

災害見舞金につきましては、今後の火災に発生するものに対応するものとして8万円を計上しているものでございます。

罹災者救済寝具につきましては、今後発生した場合において5セットを用意するものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これはどこにストックしておくのか、先程見舞金については火災と言われましたが、火災のみなのか、例えば水害があつて避難しますね。避難所では寝具などを置いていないところがたくさんありますから、そこにストックする予定なのか、それとも先程火災と言われたので、火事で自分の家が燃えたときに見舞金をそちらに渡すという。寝具はよく分かりませんので、もう少し具体的に教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

たまたま今回火災がございましたので火災と言ってしまいましたが、風水害のことです。そして寝具はどこにというお尋ねですが、これは一部ストックしている分がありますが、布団店の方に急ぎ頼む場合もございます。布団の場合につきましては、火災が起こった際に布団店の方にストックしていただいて、すぐに頼むということにしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

起こった場合のことを見込んで予算立てをしているということなのですね。これは福祉人権課のところまで上がっているのですがそれでいいのですか。例えば災害云々と他にありますが福祉だけなのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先程私が勘違いしておりまして、風水害と申しましたが火事のことです。申し訳ございませんでした。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

私は要旨が掴めていなかったものですみません。すでに火災が起こりまして、具体的に申しますと6月13日に木月と7月21日に古門で火災が起こりました。この時にすでに見舞金と寝具を支給しておりまして、今後の対応ために不足が出てはいけないので、それを準備するものでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、38頁から47頁まで質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

提案説明にありました8款の土木費の橋梁維持管理事業の工事費における積算の誤りが判明というのが、先にいただいていた予算書で言うと45頁のところに掲げてある、これが橋梁維持管理費に該当するのだと思うのですが、これに伴う道路維持管理事業費との関連があるのか、それともこの道路維持管理費はまた別の工事なのか、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

まず道路維持管理費の事業と橋梁維持管理費の事業は別の事業になります。

それで橋梁維持管理費事業の中で工事請負費、今回563万6千円を追加で上げさせていただいていますが、再積算をしてこの追加補正をしているわけですが、当初の積算に誤りが1ありましたので、そこについてご説明申し上げます。

この工事請負費の追加補正については要因としては2つあります。

1つは、先程から申しておりますような積算上の誤りでございます。それは職員が当初予算計上時の設計を行う時に使用しました諸経費区分の率、これを誤っていたということによるものでございます。各地で橋梁工事など入札不調が頻発しているということから、修繕金額の増高を図る目的で昨年の6月頃に橋梁保全工事の諸経費区分というのが新たに設けられ

ていたと、そのことに気がつかずに従前使っていた河川道路構造物工事の諸経費区分というものを、何の疑いもなくその率を使って設計したために誤った金額で当初計上していたと。それが今年度の実施にあたりまして、建設技術情報センターの方に詳細設計をお願いしまして行っていただく途中で判明いたしまして、今回の補正に至りました。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の質問のところですが、これはどこの橋になるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

西区用地の入口と言ったらいいのでしょうか、新川に掛かっている石飛橋というのが猪倉と西区の間の繋ぐところですよ。その橋と道中前橋、西川から橋を渡って県道の方に出るときに渡る10メートルぐらいの橋が途中にあるのですが、その2つの橋にかかるものでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について、46頁から53頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

53頁の学校給食センター管理費で1千円上がっています。これは57頁の債務負担行為のところ、学校給食業務委託料の9千万との絡みがあるのかなというふうに思っておりますが、この中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この千円は債務負担行為決議とは関係はございません。この金額につきましては、鞍手地区の学校給食会というのがございまして、これの負担金に変更がございましたので千円増額させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

49頁、小学校施設整備費で252万ほど上がっています。先程の提案説明では剣南小学校及び剣北小学校の屋上防水工事工法の変更に伴う予算の追加というふうにあります。どのような工法の変更があつての追加になりますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

剣南小学校及び剣北小学校の屋上防水工事につきましては、当初建設当時のアスファルト防水工事を予定しておりましたが、両校とも雨漏り等が非常にひどい状況にありますことと、鉄筋コンクリート造りでありますので、雨水の浸水箇所が、内側の教室の中は落ちているところは分かるのですが、どこから水が浸入しているかというのがなかなか特定できませんので、より防水性の高い、そして強度の強い塩ビシート防水への工法の変更をしたものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは入札を見ても5月17日にすでに入札は終わっていますが、その際も工法の変更による入札を行っているのかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

入札が終わっておりますのは剣北小学校の方のみ行っております。南小学校については、この議決後に行う予定にしております。以上です。

○11番 岡崎 邦博君

工法変更でしたのですか。

○教育課長 筒井 英和君

工法の変更をして行っております。当初予算で設計した後に、いろいろ雨漏り等の状況がひどいということで見直しを技師と協議しまして変えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

当初予算上は剣北、南合わせて1,600万円ほどで予算を計上してましたから、こういうこともあろうかとは思いますが、普通ならやはり入札する前に工法の変更が当然あつての入札になるわけですから、補正を行った後に工事を行うというのが手順ではないかなと思います。その辺はいかがですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

ご指摘されているところもございますが、一応金額的には工事の議決5千万以下でございましたので、この北小の方につきまして先にさせていただいたということで、今後そういうところも気を付けて行っていきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から17頁について質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

15頁、財政調整基金が3,800万円ほど減額になっています。これは関連ということで申し訳ないのですが、先程の決算の中でお尋ねしました繰替え運用について、財調を繰替え運用しているということが現状あるかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

財政調整基金からの繰替え運用はございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

繰替え運用があるということですが、いつからいつまでの期間、金額はいくらかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

会計課長。

○会計課長 櫻井 順子君

お答えいたします。

平成29年度は8月25日から、予定では30年の3月31日まで2億7,207万8,860円、それと29年の8月28日から同じく30年の3月31日までの予定で2億の、合計4億7,207万8,860円をいま繰替え運用しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

28年度の決算の中でもお尋ねしましたが、やはりこの時期に同じような金額、まあ28年度よりも2億ほど多くなっています。やはり財政が、この繰替え運用をしないとどうしても歳計現金が不足するということであれば、これはひっ迫しているというふうに判断されても仕方がないのではないかなと思います。

特に期間としては3月31日までを予定としているということは、この分が財政調整基金を取り崩して、おそらくはすべきことではないかなと、繰替えというよりも取り崩して会計上整理すべきことではないかなというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

先程も少しご説明したかと思いますが、この繰替え運用、一時借入金につきましては、あくまでも現金の不足に伴う運用でございます。現金が不足するということは、例えば、交付税の入るタイミングが4月、9月、11月、それから税の収納につきましては、それぞれの納期のタイミングがございまして、あくまでも予算上は、歳入歳出は整っております。ただ現金がそのタイミングで、他の歳出に対して現金が不足する場合について、この一時借入金の制度を使って運用しているというところでございますので、岡崎議員がおっしゃいますように財政が悪化しているというようなことではないということです。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

先ほど、歳出の橋梁のところ解答いたしました中で、石飛橋と申し上げたのは石ヶ崎橋と勘違いしておりましたので訂正させていただきます。

○議長 星 正彦君

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程少し触れたのですが、57頁の債務負担行為で学校給食業務委託料の9千万という限度額が設定されていますが、これはどういうふうに考えているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これは行政報告で教育長が報告していましたとおり、平成30年度から学校給食業務の一部を民間委託する予定にいたしておりますので、委託を考えております調理業務、配送業務、その他、衛生管理業務等の諸費用の3年間分を9千万円の限度額と定めて計上させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

とすれば3年間分ということは3で割ったら単純に1年間3千万円を見込んでいると、限度として。いままでの給食センターで調理、衛生管理、運搬もやっていますが、それがいま年間どのくらいの費用が掛かっているのか分ければ教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

いま言われましたところにつきましては、1,790万程度が賃金として出しております。失礼しました、いま言いましたところの部分全てで2,254万9千円程度でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第65号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

この際動議を提出いたします。

平成29年8月30日付けで提出された病院運営に関する嘆願書の記載内容及び、本9月議会一般質問における町長の答弁内容等を重視し、地方独立行政法人くらはて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置を望みます。

○議長 星 正彦君

(「賛成」の発言あり)

只今、田中二三輝君から地方独立行政法人くらはて病院運営の正常化に関する調査特別委員会を設置されたいとの動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成者がありますので成立しました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

追加日程第1 地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置を議題とします。

設置理由の説明を求めます。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

地方独立行政法人くらて病院は、鞍手町の地域医療の要であることはご承知のことと存じます。また、利用者は鞍手町の町民並びに周辺自治体の住民の方々に及んでおります。さらに、くらて病院に関しては現在、新病院建設に向け取り組んでいるところです。

今回、提出された嘆願書に関し、提出者の表記の件について問題視している方がおられることは承知しております。しかしながら、くらて病院の存続並びに医療スタッフの危機的状況が記載されている地方独立行政法人くらて病院職員一同様より、平成29年8月30日付けで鞍手町議会議長宛てに提出された病院運営に関する嘆願書、記載内容の重要性を鑑み、議会として放置すべきではなく、積極的に取り組むべき重要課題だと考えます。

また、先の9月11日に行われた一般質問の時の、この件に関する町長の答弁内容等についても慎重に取り扱うべき発言であると思えます。さらに、担当医の退職等を通達された利用者の多くが不安な日々を送っていることが最も重要な問題であると受け止めております。したがって、この嘆願書記載内容の事実関係を早急に明らかにし、起因となった問題点の改善解消に努めるとともに、地域医療を守るための病院運営の正常化に関する地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置を望むものです。

なお、地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の委員は、提出された嘆願書記載内容の重要性と利用者への影響の大きさを鑑み、議長を含む全議員とする。

設置期間は、本件事案の調査が完結するまでの間とする。

以上、提出理由といたします。

議員各位のご理解を求めるところです。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の設置について採決します。

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会を設置することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会を設置することは可決されました。

この際、休会についてお諮りします。

明日15日から20日までの6日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日15日から20日までの6日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 15時33分

平成29年鞍手町議会第4回定例会会議録（第5号）						
平成29年 9月21日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 9月21日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 9月21日 午後1時54分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
会議録署名 議員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月21日 午後1時開議

第5号

- 日程第1 議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第55号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第65号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第73工区)
請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第74工区)
請負契約の締結
(総務文教委員長報告)

- 日程第18 議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第75工区）
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 閉会中の継続事件

平成29年9月21日（第5日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第53号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○10番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定するべきと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第53号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第53号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第58号から日程第4 議案第61号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第58号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第5 議案第54号から日程第9 議案第59号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第55号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第54号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第10 議案第44号から日程第18 議案第64号までの9件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)。

議案第65号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

尚、次のとおり付帯意見を附すこととします。

付帯意見

地方独立行政法人くらて病院は多くの診療科を備え、地域医療の要として利用者の期待に

応えてきた。

また設置以来、病院職員等の努力により黒字経営を続け、安定した病院運営が行われてきた。更なる医療サービスの向上と拡充に努め、新病院建設に向け医師、看護師を中心とした病院職員及び病院関係者が一致団結した努力が必要なこの時期に、突然病院運営が危機的状況となり、その存続が危ぶまれている。このような状況下での新病院建設は多くの問題が生じることは明らかである。

現在の病院については、耐震基準を満たしていないことは承知しているが、病院運営の支障となっている問題点を解消し、安定した医療体制の構築が可能となるまで地方独立行政法人くらて病院建設事業に伴う設計業務に関する予算については、その執行を控えることを求める。

次に、議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第73工区）請負契約の締結。

議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第74工区）請負契約の締結。

議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第75工区）請負契約の締結。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第44号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号について討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議案第65号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)に反対の立場から討論します。

この補正予算には、庁舎等建替えの移転候補地となる中央公民館周辺の測量業務委託料と、移転候補地内にある小牧墓所の改葬のための業務委託料を合わせて810万円が計上されています。計画どおり候補地とされている場所に庁舎等に移転するならば、庁舎本体の建設とは関係のない関連費用が掛かりすぎます。

例えば、小牧墓所の移設など敷地確保関連として1億2,700万円、緑化整備に2億円、周辺道路整備に1億4,400万円、中央公民館改修等で4億4千万円、その他3億6千万円で、関連費用だけで12億6,900万円掛かる計画です。さらに、総合福祉センターを廃止し、複合施設の建設に6億600万円掛かるため、庁舎本体の建設とは関係のない費用が18億7,500万円で、庁舎や防災センターの費用17億3千万円を大きく上回る計画となっています。

役場庁舎は早急に建替えるべきと以前から主張しているように、建替えの必要性は十二分に理解していますが、これだけ役場庁舎本体の建設とは関係のない巨額の費用を掛けて候補地とされている歴史民族資料館の裏に庁舎を移転するメリットがあるのかどうか。西川地区や古月地区を含めた町民全体の利便性の向上に繋がるのかどうか甚だ疑問があります。

従って移転候補地周辺の測量業務委託料や、墓所改葬の業務委託料810万円が計上されているこの一般会計補正予算第3号に反対いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第73工区）請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第74工区）請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第75工区）請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第19 議案第45号から日程第21 議案第49号までの3件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第22 陳情第2号を議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情。

本委員会は、9月6日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。よって陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

これより地方独立行政法人くらすて病院運営の正常化に関する調査特別委員会委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 13時34分

再開 13時53分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それではご報告いたします。

委員長に田中二三輝議員。

副委員長に須藤敏夫議員。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第23 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長の申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成29年第4回定例会を閉会します。

閉会 13時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 宇田川 亮

議員 竹内利一

平成29年9月21日

鞍手町議会

議長 星 正 彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査